

議 事

○白井参事官 時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会、第2回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日ですが、まず初めに國學院大学名誉教授の横山實先生から御意見をお聞きし、次に更生保護施設敬和園補導主任で保護司の石上美知代様、次に警視庁生活安全部少年育成課長の森修一様及び同局少年事件課長の山本佳彦様、そして最後に日本大学教授の角田正紀先生から御意見をお聞きします。

まず、横山實先生からは、少年を含む若年者に対する社会内処遇及び施設内処遇を含む現行刑事法制の現状と課題及び少年法の適用対象年齢の引下げについての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

横山先生からの配布資料につきましては、御手元に「第2回「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」と題する資料、資料1から資料4、それから「第2回「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」メモ」と題する資料の合計6点の資料を配付しております。

なお、資料のうち「第2回「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」メモ」に添付されている毎日新聞の記事については、著作権との関係で、法務省ホームページへの掲載を行わないこととします。

それでは、横山實先生、よろしくお願いいたします。

○横山氏 今、御紹介いただきました横山實です。

プレゼンテーションの時間が20分ということでしたので、時間を無駄に使わないということでメモを作って、今日、配布させていただきました。そのメモに従いまして、20分で収めるように話をさせていただきたいと思います。

レジュメは、11月9日に刑事局の方を始めとして法務省の方から、この勉強会についての趣旨の説明を受けましたので、その説明を受けてすぐに作成したものです。ちょうど11月13日からアメリカに行き、23日に帰ってきた直後に、報告時間は20分と知らされましたので、時間内に終わらせるために、メモは急遽^{きゅうきょ}作ったものです。

資料1は、主な報道機関に対しまして6月4日に送った私の随筆であります。内容的には、公職選挙法改正案に附則5条と11条というものが盛り込まれておりまして、私はこういうものが法案の中に入っていることを知りませんでした。5月29日の日経新聞で初めてそれを知ったわけです。私は、少年法の適用年齢引下げということについて、いずれ提案が出るだろうということで、既に論文をずっと前から書いておりました。そこで急遽^{きゅうきょ}その対応しなければいけないと思ひまして、この附則5条と11条はどういう問題点があるか、それを分析いたしました。そして、それを知り合いの研究者とか、あるいは報道機関に送ったという、こういうものです。

資料2も8月5日付で報道機関に送りましたが、これは、The Economistという英語の雑誌に載ったものです。全世界に200万人の読者がいるものですが、英語のインタビューを受けて、私が話したことも載っております。それをどういふ内容で載ったかというものを翻訳いたしまして、報道機関に送ったということです。記事の中に挿絵が入って

おりましたので、挿絵についても多少解説をしております。私には、120名ほど友人の外国人研究者がいますので、彼らに記事を送って、私の意見についてコメントを求めるということを行いました。

資料3は、9月17日付で自由民主党の政務調査会が出した成年年齢に関する提言です。

資料4は、マスコミ関係者の方から、自民党特命委員会は、特例としての保護措置というものを入れることによって、最終結論としては、18歳未満に適用年齢を引き下げるという方針だということを知りましたので急遽、9月8日に書き上げたものです。その保護措置をとるということがどういう形で可能なのか、そういったものについて自分なりに分析をして、それを随筆にしたということです。私は無名ですので、大新聞やテレビ局などの報道機関は、全然取り上げていただけませんでした。幸いにして千葉県きょうとうけんの房日新聞の私が個人的に知っている記者が、これを掲載してくれまして、今日は資料として、房日新聞の許可を得て、皆さんにお配りしております。

今回は、法務省からの依頼を引き受けたわけですが、私は、矯正局には非常にお世話になっております。メモに書いてありますように、中央大学3年のときに、犯罪科学研究会というところで実態調査をしまして、四つほどの刑務所の刑務官と受刑者に調査をしたことがあります。そのときは、正木亮先生に口利きをしていただいて実施しております。そのほか、矯正局長を務めた敷田稔先生、それから鈴木義男先生たちにもいろいろ指導していただいております。また、ゼミの学生を連れまして、日本全国の刑務所、少年院、こういったところもいろいろ伺いまして、それで現場について学ばせていただくことをしております。そういうことで、いろいろ学びの場を与えていただきましたので、少年院とか少年鑑別所で実際に働く職員の方が、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられるとどのような状況になるかということについて、現場から生の声がある程度聞こえてきましたので、それを今日お話しさせていただきたいと思っているわけです。

まず、そのメモの下から3行目に書いてありますけれども、今、少年院の法務教官は非常に大変な状況であります。御承知のように、2009年に広島少年院で法務教官が少年を虐待する事件が起こりました。それまで、こういった事件は社会のニュースになることはほとんどなかったわけですが、法務教官というのは人権侵害の虐待を日常的にしているんじゃないかというような疑いの目で見られるようになりました。それで、積極的に教育者として矯正の職に当たるということについて、疑問を持ち始めたといいますか、自信をなくし始めたというようです。その後、有識者会議とか、それから少年院法の改正という作業が続きました。しかも、その少年院法は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」をモデルにしておりますので、刑務所の処遇の仕方にならって人権を尊重する規定を入れるという面では、非常に望ましい面があります。しかし、余りにも細かいところの管理まで規則で縛られると、これは教育者として自由に処遇できないという、こういう不安を、少年院の法務教官は持つようになりました。そういう中で、多くの法務教官は疲弊し、やる気をなくしたと聞いています。少年院法が6月1日に施行いたしまして、少年院の法務教官たちは、1年間準備した体制でもって、これから頑張ろうと思った矢先に、政治家主導でもって少年法の適用年齢の引下げという方向性が、公職選挙法の附則11条で出されたわけです。もしそういうことになればどうなるかということ、少年院法の改正によりまして、第1種、第2種、第3種、第4種という形で、少年院の昔の種別が変わりま

したけれども、そのうちの第2種、つまり16歳以上の犯罪傾向が進んだ犯罪少年を収容する少年院は、半分なくなるだろうと、そういうふうに予想されます。半分なくなるということは、多くの法務教官が自分のやりがいのある矯正教育の場所を奪われるということになります。そういう形で、法務教官は非常に大きな不安にさらされています。そのような現状を、皆さんにお話ししたいという、これが、今日の一番大きな目的ということになります。

それから、現場ということになりますと、保護局にも現場があるわけです。まず第1回の勉強会では、藤本哲也先生がお話しされました。藤本先生は御承知のように、更生保護学会の初代会長でありまして、私は保護司とか保護観察官の意見を伝えるだろうと思っていました。日経新聞の11月3日の報道によりますと、勉強会では、全然現場の人の声を述べていないので、非常に驚いたわけです。しかし、幸いにして今日は更生保護施設の方が勉強会に来られるということですので、現場の生の声を皆さんに是非聞いていただきたいと思います。そして18歳、19歳という者がいなくなったときに、更生保護の施設とか、保護司の活動にどれだけ大きなマイナスの影響が生ずるか、是非認識していただきたいと、このように思っております。

具体的なその他の悪影響については、資料4の中で詳しく説明しておりますので、後でお読みいただければと思います。

第1回の勉強会では、斎藤義房弁護士が少年法の保護主義を守るという立場から、皆さんに既にお話ししております。そこで、重複する形での発言は、今日は控えさせていただきます。しかし、皆さんの方から質問があれば、お答えさせていただくつもりです。

多分、斎藤弁護士が資料として提出したと思いますが、8月1日には、少年法の適用年齢の引下げに反対する刑事法学者の声明というものが出ております。これは、一橋大学の葛野先生がイニシアティブをとりまして、刑事法の学者114名が署名しております。私は、世話役になってほしいという依頼を受けませんでした。発起人の一人という形で署名しております。刑事法学者はほとんどが引下げに対して反対なんです。藤本先生は前回の勉強会で賛成論を述べました。ここでは、その賛成論のどこが問題なのか、日経の11月3日の記事に基づいて指摘させていただきたいと思います。

まず第1には、法体系についてということですが、これには二つの考え方があります。日本の法学者は、例えばドイツ的な刑法理論を基礎にしますので、体系的思考が大好きです。体系的思考が大好きな研究者は、基準をできるだけ統一したいわけです。ですから、法律の適用年齢も統一するという考え方をとります。これが法学者の主流です。しかし、私は、法律というのは目的がありますので、目的ごとに適用年齢を変えてもいいという立場です。法律の統一ということは、藤本先生が前回お話ししたところ。それから、後者の例で、代表的な形で述べておられますのが、松尾浩也先生です。松尾先生は、私の引下げ反対の論文をもう前から読んでおられました。そこで、少年法適用年齢引下げは絶対に阻止しなきゃいけないということで、今回も私を激励してくれまして、今日のここで話をする前に、「しっかりと話をしたい」というふうに言っております。松尾先生も御自分の意思を表明するということで、家裁月報の後続雑誌であります「家庭の法と裁判」第3号の巻頭言で、これは10月号で出たばかりですが、そちらで書いております。この雑誌は、家庭裁判所関係の人以外にも、研究者にもたくさん読まれているものでありますので、相当大き

な影響力を及ぼすのではないかと、私はそのように考えております。

それから、11月3日の日経の記事では、世界では18歳未満がもう大半であるから、それに合わせるべきだというふうなことを、藤本先生が主張されたと報道されています。私は、先ほど言いましたように、120名ほどの海外の研究者に、The Economistの記事を送りまして、少年法適用年齢についてコメントを求めました。確かに世界は今、厳しい状況になりまして、治安維持の立場から、特に暴力犯の少年に対して刑事罰を加えるという方向性が出ているのは、事実だということです。しかし、刑事法の学者、少年法や犯罪学を研究している研究者は、それは歴史的には間違った方向であるとみなしています。歴史の流れから見ますと、刑罰の人道化という方向で来ているわけですし、少年に対しては、やはり保護処分を厚くするという方向が歴史の流れであるわけです。多くの海外の友人からは、そういう視点から私の考え方を支持するというコメントが来ておりまして、皆さん、私を激励してくれていました。

先週、アメリカ犯罪学会に出席したとき、元アメリカ犯罪学会の会長で、今回、最高の研究をした人に与えられるサザランド賞を受賞しましたボブ・アギュー先生が、私に昼御飯をごちそうしてくれました。その時、私を激励してくれて、自分も少年法適用年齢引下げには反対であるので、反対のキャンペーンで自分の名前を出してもよいと、こういうふうに言われました。

それからレジュメの4番目では、世論調査の結果に触れています。これによれば、確かに引下げ賛成論が非常に多くなっています。最近のあるテレビ番組でも、少年法適用年齢を討論した際に、18歳、19歳と同じ年齢の回答者の8割が引下げに賛成だと報道していました。世論という面から見ますと、引下げということは当然ではないかと、皆さんは考えるかもしれません。確かに、成人になったから成人の義務を負うべきというのは非常に分かりやすいです。私の友達に聞いても、皆、「それが当然じゃないか」と言います。しかし、現実の18歳、19歳の若者はどうなっているかということですが、彼らは社会的にますます未熟になっています。私は、大学で大学1年生や2年生も教えていますけれども、彼らはどんどん未熟になっています。そういう人に教育として選挙権を与えるのに私は賛成ですが、しかし、それだからといって、その義務として刑罰を科すというのは、これはやはりおかしいのではないかと考えております。

18歳、19歳の若者に刑罰を科して、例えば厳罰で刑務所に放り込んでしまうということは、彼らは異邦人である、つまり自分たちと違う者だということで社会的に排除することなのです。逸脱者を社会的に排除するという風潮が、今非常に行き渡っています。私たちの社会というのは、異分子を社会が排除するのではなくて、インクルージョンと書いていますけれども、社会的に包摂するということが望ましいのです。私たち社会学者は、そういう方向の社会をどうやって作ろうかと考えているわけです。

それから次は、レジュメでは6番目という形で書いてありますけれども、自由民主党の提言の内容には問題がないかということです。もしこの提言どおり、少年法の適用年齢が18歳、19歳になったらどんな影響が生ずるかということについては、資料4で詳しく述べていますので、後で御覧になっていただきたいと思えます。

ただ、一つ言いますと、一番問題なのは、軽微な犯罪を犯した18歳、19歳の若者が大量に野放しになるということです。自由民主党の勇ましい人たちは、少年法は少年を甘え

させる法律だから、厳罰を加えるんだというようなことで、年齢引下げを主張していると思いますが、実際は逆なのです。例えば、交通違反を犯して、青切符を切られたときは反則金で済みます。しかし、赤切符が切られるような違反については、今はこのような少年の多くは、家庭裁判所の試験観察とか、あるいは保護観察処分になり、特別の交通教育を受けております。しかし、少年法適用年齢が引き下げられると、それがなくなるのです。その結果どうなるかという、これは、大人として罰金を受けるだけということ野放しにされるのです。その他にも、警察での微罪処分というような形で、大量の者が野放しになる、こういう問題点が出てきます。

それから次に、レジュメで7番目として書いてありますが、自由民主党の提言の手続は妥当かということが問題になります。特命委員会は自由民主党の政務調査会の下部機関でありまして、今回の提言は、その承認を得ております。しかし、ある人からの情報によりますと、総務会の了解をまだ得ていないということです。党としての正式決定の手続にやはり欠けている面があるのではないかとと言えます。しかし、9月25日に、私はニュースで見ましたけれども、特命委員会の委員長が、上川法務大臣に提言を手渡しています。そこで、法務省としてはそれを受けざるを得ないということ、私は承知しております。

それから、公明党の井上幹事長は、マスコミの会見におきまして、慎重論を述べたという報道がありました。そこで、私は井上幹事長に手紙を書きまして、9月8日に書いた随筆を送りました。そうしましたら、10月5日付で井上氏自ら署名した返事が来まして、「自分は個人的な意見を述べたけれども、公明党では委員会で慎重審議をしている」ということでした。

そういう点から判断すると、この勉強会が始まった時点においては、まだ与党の総意として、この提言どおりに法改正を実現をするということにはなっていないと、私はそう考えております。

ところで、18歳、19歳を少年法の対象から外す代わりに、20歳の者に対して特例としての保護措置を適用するんだということを、藤本先生が前回の勉強会で述べていたようです。私は、20歳の者も社会的に未熟でありますので、保護措置を適用するのは賛成です。むしろ、レジュメ4ページに書いてありますように、20歳というのではまだ足りなくて、21歳、22歳も含めた形で、つまり大学生の間はまだ親元にいるので、それも対象にするという考え方をしております。未熟であるということについては、これは既に2003年の青少年育成施策大綱におきまして、対象者を30歳未満にしています。30歳までを視野に入れて教育的な支援的な策をとらなければ、日本の若者には自立し損なった者がたくさんいるので、もうどうしようもないと言っているわけです。ですから、犯罪を犯した18歳、19歳の少年についても、ただ刑罰を科すのではなくて、やっぱり保護処分を課して、そして更に、現行の少年司法制度を維持した上で、いずれ20歳、21歳、22歳という3年間も視野に入れた形で、新たな法律を作って、刑罰の特例としての保護措置をとることが望ましいのではないかと考えております。

妻が全国里親会の方から得た情報を持っていましたので、今朝、ネットで新聞検索をしてみました。それで見出した毎日新聞の11月27日の記事によりますと、厚生労働省では、児童福祉法の対象児童が18歳未満であると、要保護児童への援助が十分できないから、少年法に合わせて20歳未満に引き上げようという動きが出始めているということです。

児童養護施設などにいる児童は、高校3年の勉強中に、18歳の誕生日が来れば、児童福祉法の対象外になってしまう、法制上はそうなっているわけです。もちろん、ある程度融通をきかせて法律の運用はなされております。また、児童福祉法の下施設を出た後に、この厳しい世の中で、やっぱり施設の援助がなければ、社会で自立した生活できないという現状があります。今日の午前中、妻の知っている専門委員会の方から、妻の方に電話がありました。そういう現状を踏まえまして、厚生労働省の中の専門委員会では、児童福祉法の適用年齢引上げを了承するという方向性が出たということです。そういう流れを考えますと、少年法の適用対象から、18歳、19歳の者を外すということは、児童の福祉を充実するという施策、厚生労働省の施策と齟齬を来すこととなります。厚生労働省の方が追っかけてくるわけですので、少年法の下の手厚い保護主義というものを、やはり誇りを持って皆さんに是非維持してもらいたいと思っているわけです。

もし特例としての保護措置というものが設けられたら、どんな問題が生ずるかについては、レジュメや資料4で書いてあります。時間の関係でそれをお話しできませんが、皆さんからご質問をいただければ答えさせていただきます。

どうも御静聴ありがとうございました。

○白井参事官 ありがとうございました。

それでは、質問に移りたいと思います。質問がある方は挙手をお願いいたします。

○酒巻教授 今日ありがとうございました。

まさに今、先生がおっしゃりたかったところだと思うのですが、先生は18歳、19歳についても野放しでなくて、特例として、仮にこれらの年齢層が法的には成人になった場合でも、特例としての保護措置については賛成であるという、仮に成人になった場合でも、今と同じような保護的な措置がとれるようにする制度はあってもよいというお考えと伺ってよろしいですか。

○横山氏 その点ですが、私の考え方は、少年法の適用対象年齢を今と同じように20歳未満に据え置くということが前提です。

○酒巻教授 なるほど、それはなぜですか。

○横山氏 なぜかといいますと、もし要保護性を判断して特例としての保護措置をやる場合、誰が要保護性を判断するか、これが非常に問題になります。

今の制度ですと、家庭裁判所の調査官とか少年鑑別所の心理技官とかが要保護性を調査します。しかも審判では裁判官がイニシアティブをとって、職権主義で、少年の必要に応じて保護処分を課すことができます。ところが、もしそれが検察官先議という形で刑事事件になりますと、検察官が決めなければいけないわけです。検察官が決めるときには、やはり行動科学の専門家がいらないといけません。専門家がいないと、検察官は犯罪事実の情状という形で要保護性を考えることとなります。しかし、少年法の場合は、非行事実と要保護性は、これを大体五分五分に考えます。もし本気になって検察官の処理の段階でもって保護処分を特例として考える場合には、それを判断する専門家を雇わなければいけないと思うのです。しかし、財政の厳しい中では、検察庁が行動科学の専門家を大量に雇うのは、非常に無理だろうと、こう思っているわけです。もしそういう特例措置を設けても、そういった専門家をきちんと雇っておかなければ、実際には適用がほとんど稀になります。そうなれば、事実上もう大幅に保護主義は後退するだろうと、こういうふうに考えるわけで

す。

○小川矯正局長 本日はどうもありがとうございます。

明確な御説明を頂いて、ありがとうございます。大変感謝しております。

全体としまして、今の少年院における矯正教育等について高く評価していただいているのだと思いますけれども、さはさりながら、近時、少年の非行の内容も随分変わってきているところもあるだろうと思います。例えば最近の非行の状況だとか、あるいは青少年の問題性に鑑みまして、今の少年院における矯正教育について、何か足りないところとか、逆に、十分であるという御意見もあるかもしれませんけれども、課題とか、こういったことがもっと必要なのではないかというふうなことがありましたら教えていただけますでしょうか。

それから、少年刑務所におきましても、かなり個別的な指導をしておりまして、26歳未満の受刑者につきましては、詳細かつ精密な処遇調査を調査センターで行った上で、教育の時間もたくさんっておりますし、また、作業につきましても、情操に配慮した作業であるとか、あるいは、心身の発達に有益な作業を行わせるということをやっておりますので、かなり少年院での処遇、教育と近似しているところがあると考えておりますけれども、そういった観点で、少年刑務所における今の若年受刑者についての処遇について、何か御意見がありましたら教えていただきたいと思っております。

○横山氏 まず、第1点ですが、心理的に病んでいる子どもが非常に多くなっています。私は神奈川医療少年院とか関東医療少年院とかにも行ったことがあります。神奈川医療少年院の場合、発達障害的な少年がたくさんおりまして、今までのように、少年院の法務教官が、生活を共にして愛情をかけて、生活習慣を身に付けさせたり、労働の技術を付けさせたりというような、単純な処遇では対処できなくなっていることは事実です。

今回、昭島の方で立派な医療施設を作るということですが、医療的なケアを必要とする少年がたくさんいるので、彼らのための医療体制の充実ということで、その施設に期待しています。医療刑務所と一緒になりますから、医療スタッフを充実させるという面で、私は望ましいと思っております。

少年刑務所ということですが、最近では川越少年刑務所には行っておりませんが、昔行ったことがあります。また、奈良少年刑務所などに行ったこともあります。少年刑務所の矯正処遇は、職業訓練が中心であります。少年院の場合は、職業訓練というのは、東北少年院とか浪速少年院では、本格的な資格取得を目的にやっていますが、他の少年院では、生活指導に重点を置いています。刑務所と少年院で一番違うと思うのは、法務教官は、自ら少年と一緒に生活をするという、そういう姿勢なんです。例えば、法務教官は、朝礼をした後に一緒になってグラウンドを回ったり、体育の時間の剣道や柔道も一緒になってやります。ところが、刑務所ということになりますと、刑務官は、やはり上からの目線で、しかも絶対に逃走させないように規律を維持することを前提として、様々な教育的処遇を行うのです。現在は、特に性犯罪などですと、認知行動療法を少年刑務所とかいろいろな刑務所でやっています。そういうのが行えることは非常に望ましいと思っておりますが、ただ、やはり刑務所職員と受刑者の数の比率からいいますと、どうしても一部の受刑者を対象としており、全体に手厚くはいきません。そういう面ではやはり十分ではないのではないかと思います。

○上富官房審議官 本日は、どうもありがとうございます。

先ほどの酒巻アドバイザーの質問に対するお答えや個別の法律の目的ごとに年齢というのは変わっていいのだという御説明、あるいは先生のお書きになられた御論文等を拝見すると、民法の成人年齢が引き下げられたとしても、現行の少年法の年齢を20歳のままに維持すべきだというのが先生のお考えだと理解したのですが、それを前提にして質問させていただきます。

現在の少年法2条には、保護者の定義が置かれていて、いろいろな手続の段階で保護者が一定の役割を果たすことになっています。それから、ぐ犯の要件を見ても、正当な監督に服しないというような要件があるということを見ると、今の少年法が考えている制度の対象者というのは、養育・監護されるような立場にある人というのが基本的な考え方であるようにも思われます。

一方、民法の成年年齢が引き下げられた場合、当然18歳、19歳の人には保護者という人がいなくなります。社会的には多分、養育・監護されるべき立場ではないというふうに認識されるんだと思うんですが、そういう人に対する保護処分、あるいは保護処分的、先生のお考えであれば保護処分そのものだと思うのですが、そういう処分というのはどのような考え方といいますか、原理で正当化されることになるのか、お聞かせいただければと思います。

○横山氏 御存知のように、少年法は英米法で発生したわけです。英米法では、コモン・ローが一般的に適用されますが、エクイティ（衡平法）に基づく個々の救済もあります。個々の救済というものが、少年法の原点だと思います。個々の救済というものは、少年のベスト・インタレストにかなうもの、個人にとって一番望ましいものを実現することを意味します。少年院などで保護処分を受ける原型は、親がきちんと保護できていない、そういう少年から生じています。

親がちゃんとしていないときに、国が親代わりになるということで、国による保護の正当性が出てくるわけです。国の親代わりということについては、現在、子どもの権利条約に基づいて、子どもは大人と同じような人権を保障すべきだという考えから、かなり否定的な意見も出ています。現実的には、少年院などで処遇する場合には、親との関係とか、あるいは国の親代わりという視点を欠いては、矯正教育を行うことはできません。特に、出院後に社会に放り出して立ち直りをしろといっても、今はできない状況だと、私は考えています。

昔は、典型的には、中卒でもって社会に出て、自分で働いていました。ところが、今は社会に出るまでの期間が延びていますので、18歳、19歳の若者は、頭の中では、確かに私たちは、年齢などから一人の大人として、一人立ちしなさいと、こういうふうに思いますが、実際にはそれはできないわけです。

社会的に未熟になっている18歳や19歳の犯罪者を自立させるということを考えてとき、刑務所へ入れて自立させることは、十分にはできないと思います。少年院では自立のために、自分が犯した犯罪の反省とか、問題群別のグループ討論というようなことをやっていますので、むしろそちらの方が、彼らのためになるし、社会のためになると、このように考えています。

○木村少年矯正課長 今日、先生、ありがとうございました。

一つ御質問させていただきたいのですが、その前に、先生が冒頭で新しい少年院法につい

て言いただきましたとおり、本年6月から施行されまして、私も現場に出向いて、施設長や現場職員といろいろと話をしておりますけれども、現在、少年院の職員は、みな非常に意欲的に、前向きにやっておりますので、また是非現場を御視察いただければと思っております。

質問ですけれども、非行のある少年の要保護性の判断に、現在は家庭裁判所の調査官の調査ですとか、少年鑑別所の鑑別を活用して要保護性の判断がされているわけですが、一方で、20歳以上の成人にはそのような調査とか鑑別というものが今現在行われていないわけですが、仮にこれが行われるような制度になった場合、再犯防止に向けて有効であるかどうかということについて、先生のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○横山氏 20歳から22歳というものも特例としての保護措置を考えるという場合には、当然その要保護性を誰が判断するかが問題となります。少年鑑別所を利用して、鑑別技官に要保護性を判断してもらうということは、一応考えとしては持っています。ただ、具体的にどのような手続にするかまでは、まだ考えておりません。

少年鑑別所の話をお聞かせしたのでついでにお話ししますと、少年鑑別所の心理技官は、全然少年法適用年齢引下げの問題に関心がありません。皆さん、一生懸命にケースの資質鑑別をやっています。ところが、適用年齢が引き下げられると、少年鑑別所は半分なくなると思っています。彼らの職場がなくなるのに、全然危機意識がないのです。私は、犯罪心理学会の主な研究者を知っていますが、彼らからこの件についての意見を聞いていません。皆さんのような幹部職員は、全体を見通しているいろいろな政策判断をされますけれども、現場で働く多くの方は、非常に狭い視点しか持っていないのです。ただし、彼らも、現場における経験を通してそれぞれいろいろと悩んでいますので、是非彼らの意見を汲み上げていただきたいと思っています。

○今福観察課長 更生保護の現場をよく御理解いただいた上で御発言いただきまして、ありがとうございます。

質問なのでありますが、先ほども保護観察の現場の声も届けたいという話もございましたが、先生の観点から、現在の少年の保護観察に関する評価をどのようになさっておられるかという点、また、その上で、様々な条件付きではありますけれども、20歳以上のところについて、保護的な措置も必要ではないのかという御意見も触れられておられましたが、そういったところへの保護観察というのは、今現在の少年に対して行っている保護観察と同じものが想定されるのか、あるいは、何か違うものが考えられるのかという点について、お考えを教えてくださいたいと思っております。

○横山氏 まず、日本の保護観察は、保護司が働いているということ、これは世界的に非常に評価されています。私がそういう話をアメリカ犯罪学会で話したところ、カリフォルニアではそういう試みはあったんだけど、保護観察官がギルドに、要するに自分たちの労働組合に所属しているので、職場を奪われるということで、皆、保護司というものに対して拒否反応が起こって、それが潰れたということです。

専門家の保護観察官による保護観察と、土地の有志の保護司の善意に基づくものというのは、やはり長所、短所があります。第二次大戦後にこの制度ができたときに、アメリカ並の専門官でいこうという考えもありました。しかし、お金の問題もあり、保護観察官を大量に雇うことはできませんでした。今では、保護司が非常に熱意を持ってやってくれて

いますし、また、地方のそれぞれのところでは、地域においてたくさんのボランティアが非行少年の立ち直りに手助けもしておりますので、そういう資源を活用するという事は、私は非常に望ましいんじゃないかと思っています。

ただ、先ほど言いましたように、精神的な問題を持つような少年がどんどん増えていきますので、そういう少年に対しては、民間人の善意だけでは適切に対処できません。保護観察官、あるいは精神科の医師が、そういう少年にどう対応するか、そういうことを是非考えていただきたいと思っております。

それから、20歳から23歳の者が少年と同じ保護観察にするかどうかについては、私はまだ、具体的に考えていません。

○白井参事官 それでは、時間の関係もございまして、特にこの点を質問したいという点がありましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、横山實先生、どうもありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 再開をしたいと思えます。

次に、御意見をお聞きするのは、更生保護施設敬和園補導主任で保護司の石上美知代様です。

石上様からは、保護司の立場から、少年を含む若年者に対する保護観察の現状と課題及び少年法の適用対象年齢の引下げについて御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

配布資料は、御手元に1点ございます。「少年を含む若年者に対する保護観察の現状と課題について」と題する資料です。

それでは、石上様、お願いします。

○石上氏 私は、東京都中野区にある更生保護施設敬和園で補導主任をしている石上と申します。

他の皆様は、学術経験者でいらっしゃるんですけど、私は狭い敬和園の中で日々彼らに接して、365日寄り添って生活をしているというだけですので、うまく話せるかどうか分かりませんが、私なりに経験して感じたことを話させていただきます。

簡単なレジュメを作りましたが、そのとおりいくかどうか分かりませんので、そのときはお許してください。

今、少年院に収容されると、おおむね11か月ぐらいで仮退院することになりますが、普通は親元で引き受けたり、協力雇用主が引き受けたりということが一般的です。その中で、統計はとっていませんが、2割ぐらいの人が本当に行き場がなくて、もう小さい頃からネグレクト、虐待、育児放棄、時にはたばこの火を押し付けられたとか、御飯も食べさせてもらえなかった、学校にも行けなかったというような少年がおりまして、行き場がないことがあります。そういうときに、私たちに連絡があつて、面接をして引き受けるのですが、その親御さんたちは本当に無関心で、自分が産んだ子なのかなと思うぐらいに関心がありません。顔も見たくないというような状態の親御さんたちが多いため、少年たちを放っておくわけにはいきません。18歳になってからでも放っておくわけにはいけないので、親代わりに少年たちを引き受けて、いろいろなことを教えながら接しています。彼らと接していると、ああ、この子たちは捨てられたところか、殺されなくてよかったなと思うようなこ

ともしばしばです。

前置きはこのくらいにしまして、敬和園の概要の説明を簡単にさせていただきます。

所在地は中野にあります。私は勤務して28年になりますが、私が入ったときは少年だけの施設でした。定員は18人ですが、今は高齢者や障害者を受け入れる特別処遇の施設でもありますので、成人もいます。職員は、施設長、補導主任が2人、それから補導員がいて、宿日直支援要員が3人、さらには365日朝晩全て手作りの食事を作りますので、7年ぐらい前までは私が作っていたのですが、ちょっと追いつかないので、私もやりますけれども、調理の人3人交代で、全て手作りでやっています。

28年前は、日中や夜間は職員が1人になることが多かったのでどうしても職員が少なかったことから少年が夜中に抜け出したり、争い事があったりしたときは、私、施設内に居住していたので、いつでも飛び出せるように洋服を着て寝ていたことも何回もあります、途中から夜間もお昼も2人体制になりましたので、今は結構落ち着いています。

なぜ2人必要かという、例えば「ただいま」と帰ってきたときに、「相談があります」と声を掛けられても、1人だと鍵の受け渡しで手一杯で、「ちょっと後で聞くからね」と言ったときに、「あ、聞いてくれない」ということになります。2人体制だったら話も聞ける、相談も受けられるということで、すごいメリットがあります。夜中の問題行動もほとんどなくなりました。職員間の処遇に対する意識も高まってきて、面接指導もすごく多くなっています。

それで、処遇環境の整備ですが、さっき申しましたように、調理給食が大事だと思っています。施設における食生活、食事の果たす役割は本当に大きくて、更生の場としての帰属感とか一体感とかを作り上げていると思います。

さっきから申していますように、ネグレクトや虐待を受け、御飯も食べさせてもらっていない、食べさせてもらっても缶詰やインスタントラーメンだったというような子ばかりなんです。多分、あんまり皆さん御存じないと思いますが、本当にそういう子が多いです。だから、全て手作りで愛情を込めて作っています。

余談ですが、もう今は、携帯電話が普及していますので、食事を写メで撮って、今から帰ってくる子に今日のおかずはこれだと言ったら、「何時に帰るから温かいもの作って。」と返事が来ることもよくあります。

それで、敬和園は集団部屋ではなく、個室部屋での生活を優先しています。社会全般が個室化の傾向にありますし、矯正施設と異なって、少年たちの生活パターンが様々で、就労状況が異なる人が2人入って、同室の人と合わないとかで、トラブルの元になったり、反対に同室者が好ましくない行動を一緒にとるようなことも見られますので、原則個室で生活させています。今、朝4時半に起きて、4時50分ぐらいに仕事に行く少年たちもおりますので、その人たちと遅く出ていく子と一緒にしたらやはり駄目ということ。敬和園には、今は園生たちが17人いて、2人部屋も少し使っていますが、18人定員の施設ですが、処遇上の定員は個室だけで対応できる16人がベストかなというように思っています。

それで、敬和園では基本的問題点に対する処遇内容を充実させています。少年の基本的問題点として挙げられるのは、非行の原因として、親からの関心を向けられたい、それから自分の気持ちや不満とかを解消する場所がない、社会に認められている基本的な生活様式

や習慣様式を全く身に付けていない、すぐ不良交友に陥りやすい、受容欲求がものすごく強いことなどです。また、コミュニケーションがとれない、適切な人間関係を築けないこととか、少年院に入院しても、規範意識が薄い人たちもいます。

私は、少年院に必ず面接に行くのですが、口をそろえたように、「少年院に入ったすぐは、^{はく}箔が付くと思って、まあ一定の期間過ごせばいいやと思っていたが、教官から途中でいろいろ助言をいただいているうちに、これではいけないなと思った。」と、ほとんどの少年がそう言います。時々、うちに入ってきた子が、「少年院は一定期間辛抱しておけばいいんだ。」と、出られるんだからと言うこともあります。今からがあんた勝負だよ。」という話をよくしたりします。

基本的な心構えとして、受容的な関係の下での処遇を心掛けています。これまで彼らは、対立関係の人間関係しか経験していませんので、敬和園においては、そうではない受容的な、相手を思いやる人間関係を体験させて、そのことによって人間観の変容を図るということに心掛けています。

管理的な対応は、共同生活を維持し、更生の場としての良好な雰囲気維持するためだけに、最小限にとどめております。さっきも申したように、基本的には、家庭的な雰囲気で、対立関係でない人間関係を構築させるように心掛けています。

敬和園では、就労により、お金をためて自立更生する、再犯に結び付かないようにするという目標としていますので、それに向けて職員全員で頑張っており、留意しながらやっています。

敬和園の位置付けは、自立を支援する施設であり、それではどうするのかといたら、就労の継続による自立を目指します。この継続というのがまた難しいんですけども、20歳ぐらいまでの少年は、就労支援を受けて仕事を見つけて働きます。しかし、1か月ぐらいいしたら、挫折したり、いろんな理由を付けてやめてしまうのです。そうしたら、また仕事を探すまでに長くかかり、それで、自立が遅くなるということがあるので、くれぐれも、社会に出たらいろいろなことがあるのだから、これも勉強だから頑張らなさいと指導して、なるべく仕事を継続させるようにしています。だから、そのためにも、折に触れて、面接指導を必ずします。社会的自立の基盤としての就労指導は、とても大切で、頑張って再犯をさせないで済むのが、本人のため、世のためだと思いますので、それは心掛けています。中にはそれでも再犯する子もいますが。

就労についても、1人でハローワークに行きなさいではなくて、私たちが付いて行ってハローワークに出向いて、就労支援を受けさせて、仕事を決めさせます。就労意欲の助長、就労継続の指導は常にやっています。就労、就労と申しますが、就労させて継続させることが絶対に必要だし、挫折を味わう少年もいますが、その挫折で意欲をなくしたときに支援の手を差し伸べるというのが絶対重要なことなので、それはやります。

金銭管理について、自分で管理しますという子もいますが、それでたまった子はいませんので、必ず貯金に向けて指導します。また、例えば、収容継続を3か月ぐらもらって、その期間を残して少年院を仮退院し、少年院を出た日から3か月過ぎたら更生緊急保護の対象となり、この場合、合計して半年が施設に入所できる期間となります。ですから、どんなにもう少し指導のための期間が必要だと思っても、やはり出さなければいけないということで、どうしても必要な場合は、任意保護で1か月ぐらい置くこともあるのですが、

その半年で自立する資金をためて退所先を見付けることを目標とします。ただ、この期間では、なかなか難しいなということを思います。

敬和園に入ってくる少年たち、私自身28年間少年たちと向き合ってきましたが、少年たちの基本的な問題点は、非行によって社会や家族の信頼を失わせる原因として、少年たちは、本当は親からの関心を向けられたい、もっと接してほしいという気持ちをすごく持っています。

ある16歳の少年を敬和園で受け入れることになり、仮退院してきたときに、「家に荷物を取りに行きたい。」と言いました。それで、行かせたら、すぐ親から電話がかかってきて、「何であの子を家に来させるんだ、二度と来させるな。」と言われました。本人は「家があんまり散らかってきたから掃除してきただけなんだけど。」と言って、悲しそうにしていました。

28年間で2人だけぐらいですかね、親が電話をかけてきて、「どうしてですか、お世話になります。」と聞いてきたのは。もう何百人と預かったのに、それぐらい親から見捨てられています。私は普通に育てられましたけれども、彼らの生育歴を見ると、本当にそういうのがあるかというぐらいの厳しい現実があります。

ここからは、集団処遇の説明を簡単にしたいと思います。

園生集会を月2回、日曜日にやっています。いわゆるSST、ソーシャルスキルズトレーニングも行っていますが、彼らはうまくコミュニケーションが取れません。今もネット依存の子が入所していますが、仕事に行ったふりをして、お金を借りてはネットカフェでゲームをしていました。依存症で、本当はその子も保護観察として権限があれば、どこか病院に行かせたい、治療を受けさせたいと思うけれども、私たちにはそういうことができません。また、入所する少年の半分以上が朝から晩まで携帯、スマホを見てばかりです。ある少年は、「ここでは友達を作れない。」、「スマホのLINEの友達が一番なんだ。」と言って、会ったことのない人なのに、「その人の住む大阪に行って、そこで仕事を探しに行くんだ。」と言うから、「ちゃんと顔見て話してそれからでしょう。」と私たちが言うけれども、全然聞かないので困った子がいます。

それである、敬和園では、誕生会もします。誕生会は、ケーキに一人一人名前を書きますが、「何とか君誕生日おめでとう。」って言ったら、「初めてお祝いしてもらった。」と言って、喜んで食べていました。クリスマス会は、すごい料理を作ります。お正月も、今度28年目ですけれども、一人一人へのお節料理を欠かしたことはありません。全部手作りで私がやります。ボウリング大会とかバーベキュー大会もやりますが、そのときに応じて料理を作ります。

ここで、ちょっとだけ事例を紹介します。ある少年が医療少年院を退院して敬和園に来ました。うちから退園する朝、私、布団とか生活に必要なものを全部持たせて、アパートに送っていったんですけれども、車の中で、「先生、僕が入っていた医療少年院の少年を引き取ってください。引き取ってください。」と、余りにも懇願するので、何かと理由を聞いたら、「自分は行き場がなかったけれども、敬和園に来られて、お金もためられて、何とか自立にこぎつけたけれども、僕が来たせいで、医療少年院から来たくても来られない人がいたので引き取ってください。どうしても引き取ってください。」と言うから、私はびっくりして、「あ、この子も成長したんだな。」と思ったんです。

彼にはものすごい病名がいっぱい付いていました。反応性愛着障害だとか、特定不能の広汎性発達障害だとか。実は一番最初、敬和園で引き受けてくれないかということで照会があったけれども、年が16歳ちょっと、17歳になりかけぐらいでしたから、働くところがないなと思って、一旦はお断りしたんです。そしたら、延々それから17団体が、受け入れを断ったということで、少年院の教官から「18歳になりましたので何とかお願いします。」と言われ、最終的に敬和園で引き受けることにしました。

彼は、病気のせいというか、部屋にこもって哲学の本を読んだりしていましたが、仕事だけは毎日行きました。でも、うちに入ってくるときに、彼はものすごい虐待を受けて、お父さんから殺されそうになったり、遺書を書かされたりしていて、ものすごく怯えていました。だから、敬和園に来たときに、普通は必ず住所を異動させて、保険証を作らせるんですけども、彼の場合は居場所がわかると危ないということで、警察署に相談に行って、住民票の閲覧禁止をかけるなどの対応をしました。うちで生活しているうちにだんだん落ち着いて、50万円ぐらいためて、協力雇用主さんのところのアパートに引っ越すことができたんですけども、そこで1年間ぐらいして、また職業訓練を受けたいということで、敬和園の近くに戻ってまいりました。それで、頼れる人がいないので、よく敬和園に相談に来るようになって、御飯を食べて帰るというような状態が続いて、今もずっと頑張っています。

それで、先日来たときは、いろいろ話して、「あなた、お父さんも、お母さんも何にもしてくれないね。あなたが困ったときに、どこにも相談に行けず、困ることいっぱいあるでしょう。」と言ったら、「いいです。敬和園の主任がいるから。」と言われ、私も、ああ、この子を一生面倒見られるわけじゃないんだけれども、20歳になっても、まだまだほっとけないなと思うので、やっぱりうちの園生を見ていたら、18歳で放り出すのは無理だなと思います。まだまだ寄り添っていかないと、とてもとても自立までこぎつけることもできないし、きちっと自立させないと、すぐ再犯に結び付く。うちから1回出たら、個人的に御飯を食べさせたり、話を聞いたりするけれども、じゃあ困ったから敬和園にしばらく置きといてくれと言われても、そういうわけにはいかないんですよ。

だから、うちの少年たちを見ていても、保護する対象年齢は、むしろ22歳くらいまでがいいのかなと思います。18歳では本当に考えも浅いし、世の中のことも見られないし、もう自分のことで精一杯で、再犯をしないで済むことだけぐらいを一生懸命考えている人たちだから、18歳までに下げるのは厳しいなと思います。

時間がなくなってきましたので、少しとばしますけれども、私としては、長く少年を見ていて、少年刑務所を出た子を引き受けることもあります。22歳ぐらにならないと、これからの生活だとか自分のことを考えられないと感じています。もしも対象年齢が18歳になったら、その人たちを保護する何か違う制度を作っただけならまだいいのですけれども、そこで放り出されたら、本当にどうするんだろうと思うので、できれば18歳までに下げない方がいいと思っています。それでもう一つ、少し戻りますけれども、うちでもものすごい問題行動があっても、不良措置がとれないということがあります。家庭裁判所でも、はっきりとは分からないけれども、1年にほんの何人ぐらしか戻し収容がないということで、何かそこら辺も少し考えていただいたらいいなと思います。私たちが手を出せるのにも限界があるので、それは必要だと思っています。

繰り返しますが、18歳から、できるなら22歳ぐらいまでは何らかの方法で彼らを保護する、見守ってやる必要があるのではないかなど、つくづく感じています。

とばしましたけれども、時間が来ましたので、ここで終わらせていただきます。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、質問等に移りたいと思います。

質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

○小川矯正局長 本日は、日々御苦勞いただいて、また、生々しい体験に基づくお話しいただきまして、本当にありがとうございます。

基本的なところをちょっと確認したいんですけども、園生の年齢層なんですけれども、若い方は17歳とか16歳でしょうかね。

○石上氏 17歳で来ることがあります。

○小川矯正局長 一番上が何歳ぐらいで、大体何歳ぐらいが多いかというところを教えてください。

○石上氏 特別処遇に指定された施設ですので、最近は少し年が上の人もいますが、少年と、26歳ぐらいまでが多いです。

○小川矯正局長 それで、今、特に関心を持たれているのは、18歳、19歳の少年をどうするかという話ですけども、このような年齢の少年は、少年院へ入って、出ると20歳とか21歳とかという年齢層になるかと思うんですけども、石上さんから御覧になって、例えば18歳、19歳ぐらいの少年と、出てきて20歳、21歳ぐらいの少年と、何か違いといいますか、質的な違いとか、発達上の違いとか、結構あるのか、それともあんまり変わらないという感じか、まずそこを教えてください。

○石上氏 21歳ぐらいまで余り変わらないかなと思うんですけども、やっぱり本人が気付かないことにはどうしようもないので。ただ、今、本当に困っているのは、さっき申したように、ネット依存症の子がすごく多くて、ある子は、ずっと協力雇用主さんに働きに行っていると思ったら、お金を借りて行って、10日ぐらい前に辞めてしまっていました。その後、ネットカフェでずっと過ごしていたのを見つけたからよかったのですが、その協力雇用主さんに謝りに行って、働かせ始めたんだけど、2日でまた行かなくなったので、うちでは無理だなと思って、よその施設に移ってもらったんです。今、ネット依存症の子やコミュニケーションが取れない子が多くて、一番困っています。

○小川矯正局長 ありがとうございます。

それから、更生保護施設の方から御覧になって、少年院の中でもう少しこういうことをやってくれたらよかったとか、教育の内容としてこんなことを指導してくれたらよかったということがもしあれば。それから、大体、標準期間は11か月で退院するんでしょうけれども、その期間が十分なのか、あるいはもう少し長く期間をとってもいい少年もいるのか、その辺についてどんなふうにお考えでしょうか。

○石上氏 最後の方の意見に賛成です。11か月ではなかなか分からないと思います。私から見ると、うちへ来る子の話ですが、もう少し長く収容した方が、多分、教官の前だけはきちりとしているかもしれないけれども、うちに来て伸び伸びし始めたら全然違うことになるというので、できたらもう少し長い期間少年院に入れていただいて、教育してほしいということを常々思っています。

○今福観察課長 今は、少年院の中での期間の話がございました。今日の御発表の中にも、少年院を出てから先生のところで面倒見てくださる期間の話として、仮退院期間と更生緊急保護の期間があって、大体マックスが6か月ぐらいという話で、そこで手放さざるを得ないという話がありましたが、現場感覚として、どのぐらい社会に出てから必要な期間というのが求められるのかということをお教えいただきたいと思います。

そして、そういう期間が終わって自立した後でも面倒を見てくださっている少年の例も今言ってくださいましたけれども、そういう事例というのは多いのでしょうか。

○石上氏 結構多いですね。ただその半年を延ばせばいいというものではないです。寮則だとか規則だとかいろいろありますので。だらだら延ばしたらいけないけれども、例えば半年経とうとしているときに、あと1か月ぐらい退園時期を延ばすことができたならうまくいくのといった例はよくあります。ですから、そのときは、少年から必要経費は取らずに、施設の任意で置いてあげて、確実にお家も借りられて、就職もそのまま続けられるようにしてから出すということが度々あります。

ですから、できたら少し延ばしていただいたらいいかなと思います。これが1年ぐらいになったら彼らは規則を守りながら生活を続けていけるのかという課題も出てきますけれども、もう完全にこれで大丈夫だということの期間をある程度設ける方がいいな、ちょっと延ばしていただいたら有り難いなと思います。

○久家参事官 本日は、現場で御苦勞をされている生のお話いただきまして、ありがとうございます。

先ほどから期間の質問が何点か続きましたが、私も少しだけ補足で聞かせていただきます。期間が短いというところに関して、収容継続あるいは仮退院の期間について、収容継続して、例えば3か月ぐらいで終わってしまうと、それで更生緊急保護に切り替えなければいけないというお話がありましたけれども、仮退院の期間をどのくらい持つておくことが望ましいか、どのくらい一般的には必要か、自立のためにですね、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○石上氏 それは何歳の話でしょうか。

○久家参事官 例えば、18歳、19歳でも結構ですし、あるいは先ほど余り変わらないというお話でしたけれども、20歳、21歳でも結構ですし、考え方を教えていただけたら。

○石上氏 そうですね。うちは何ができるかといったら、仕事をさせて、それを継続させて、お金をためさせて、ちゃんと安定したところに行けて、再犯をしないで済むようにすることですので、仕事に就くまでに、早い子でも2週間ぐらいかかるじゃないですか。それで、1か月目ぐらいに仕事に就けたとします。それから給料を貰うのが、月末締め翌月末払いというのが多いので、3か月はお金が入ってこない。その間、全部敬和園で対応しますが、それからお金をためていくことになるから、8か月ぐらいあつたら、何とかいけるんじゃないかなと思います。

仕事先によっては、即日払いで給料をくれるところもあるけれども、長く勤めてほしいので、派遣とかにはあんまり行かせないのです。答えになりましたでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 長年の御経験に基づくお話をありがとうございました。

レジュメに書いていただいた事項で、恐らく時間の関係で言及されなかったのではないかと推察しているのが、一番下に書かれている、22歳の頃まで保護できる仕組みを設ける

ことについてです。レジュメには、新制度を導入するのであれば、保護観察の内容を現在よりも多様化してほしいという御指摘がございます。この多様化という意味なのですが、先ほどから出ているような期間の問題なのか、それとも中身の問題なのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

○石上氏 同じ保護観察でも、私たちが対応できることと、できないこととかがありますよね。例えば、さっきの病院に連れていくとか、そういうこともできるような、もっと何というか、いろいろなケースにきめ細かく対応できるようなことをやってほしいなと思っているんです。

○加藤刑事法制管理官 長年保護司をしていただいているその御経験に基づいて一つ教えていただきたいのですが、30年近い間に、少年の在り方そのものが変わってきたのか、いないのかについてはどうでしょうか。

特に、先ほど横山先生の御資料を拝見すると、最近、18歳、19歳の者は、社会的には未熟になっているのではないかというような御指摘もありました。その辺の御実感をお聞かせください。

○石上氏 少年の在り方は変わっています。昔は、例えば悪いことするのにも仲間を作ってやったりすることがあったのですけれども、今は一人でやることが多いです。うちに来ている人も一人で何かやるとかいうことが多く、人とうまくコミュニケーションがとれないので、幼稚になったし、社会性が全く身に付いていないので、昔と今の違いはそこら辺にあると思います。

○加藤刑事法制管理官 あと、社会の側からの見られ方ですね。そういう非行少年と言われる子供たちに向けられる社会の目というのが、抽象的に言えば、温かくなっているとか、冷たくなっているとか、あるいは無関心になっているとか、そういう変化というのはお感じになりますでしょうか。

○石上氏 仕事を探す上でも、無関心にはなっていないです。ちゃんと関心を持ってやってくれるところがすごく多くなっています。就労支援だとかいろいろ取組が増えてきて、そういう関係かもしれないかもしれませんが、昔よりも今の方が関心が持たれていると思います。

○木村少年矯正課長 今日はどうもありがとうございました。

一つ質問をさせていただきたいと思いますが、先生の御説明の中で、不良措置をとりやすくしてほしいというお話がございましたけれども、これは具体的には、少年院などの矯正施設に戻して、もう一度教育し直してほしいと、こういう御趣旨というふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

○石上氏 そうです。

○木村少年矯正課長 少年院などに収容することが必要な人がいるし、そうすることが有効だということで理解させていただいてよろしいですか。

○石上氏 そうです。試験観察の子も預かっているんですけれども、試験観察で半年ぐらい預かって、審判があつて、不処分なり、保護観察の打ち直しなりになることがあります。また、試験観察の子がものすごい暴力を振るってしまつて、途中でにっちもさっちもいなくなつて、結局、話し合つて少年院に戻されることになることもあります。しかし、保護観察中の少年は、なかなか指導に従わないとか、もういろんなことがあつても、なかなか戻し収容とはなりません。確かに長い間少年院に戻らなくてもよいケースもあります。し

かし、そのときに、短期間でいいから施設に入って、もう一回自分を振り返って考え直せる時間があつたら、この子たちのためになるのではないかと、それは常々以前から思っていました。

○川出教授 本日はどうもありがとうございました。

敬和園には、少年と若い成人の方が両方入っていらっしゃるのですが、御説明があつたその方たちに対する処遇の内容は、少年であっても成人であっても、基本的には同じであると理解してよろしいでしょうか。

○石上氏 基本的にはそうです。短期間に、就労して、その継続により自立更生させています。その後は、少年であろうと成人であろうともう何の手出しもできません。ただ、特別処遇の施設だから、働くのに限界がある人たちも来るので、それは中野福祉会と協議をして、半就労、半福祉とかいう人も何人もいます。

○川出教授 ということは、成人になったからといって、職員の方による処遇に対する入所者の対応がが変わるということではなくて、処遇は同じように有効だということですね。

○石上氏 そうです。

○富山官房審議官 とても貴重な体験に基づく御発表いただきまして、ありがとうございます。

敬和園でお世話になっている子供たちの非行名とか罪名について、何か特徴的なことがもしあるようでしたら教えていただきたいのですが、例えばこういう非行名、罪名の子はどうしても受け入れることができないとか、逆に、こういう子が来てくれると、とてもうちの処遇には合うんだとかというようなことがありますでしょうか。

○石上氏 住宅街に施設がありますので、放火事件を犯した人とか、性犯罪を犯した人とかは、地域との関係からも難しいかなと思っています。だから、そういう人は一応受け入れることはできません。

また、基本的には、殺人を犯したりした人も受け入れていません。

○白井参事官 時間の関係もございますので、特にこの点を質問したいという点がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、石上様、本当にありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 それでは、時間になりましたので、再開をしたいと思います。

次に御意見をお聞きするのは、警視庁生活安全部少年育成課長の森修一様及び同部少年事件課長の山本佳彦様です。

森様及び山本様からは、少年による犯罪の発生状況、警察における18歳、19歳の者に対する活動を中心とした少年警察活動の状況、少年法の適用対象年齢の引下げ、少年に対する簡易送致、若年の成人に対する微罪処分の現状、これらについての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問させていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

配布資料につきましては、御手元に、「少年事件の現状」と題するページから始まるパワーポイントをプリントした資料の1点でございます。

それでは、森様、山本様、お願いいたします。

○山本氏 警視庁少年事件課長の山本でございます。

ただ今御案内ありましたとおり、当庁からは、少年による犯罪の発生状況と警察における

警察活動状況について申し上げたいと思います。

初めに、私の方からは、少年による犯罪の発生状況についての認識についてお話し申し上げます。パワーポイントを使ってお話しします。スクリーン等を御覧いただきたいと思います。なお、御説明中の統計数値につきましては、全て警視庁管内の統計数値となりますので、御了承願いたいと思います。

警視庁の統計記録から明らかなおとおり、少年事件の検挙件数、検挙人員ともに減少していると認識をしております。

まず、刑法犯の認知件数と検挙人員の推移でございます。このグラフは、平成17年から26年までの刑法犯認知件数と、成人と少年の検挙人員の推移を表しております。緑色の折れ線グラフは認知件数を、青色の棒グラフにつきましては成人の、赤色の棒グラフは少年の検挙人員を表しております。

認知件数は、平成26年は16万120件と、10年前の平成17年と比較して36.9%減少しております。成人と少年を合計した検挙人員も、平成26年は3万2651人、10年前の平成17年と比較しまして44.5%減少しております。特に、成人の検挙人員は4万6427人から2万8062人と39.6%の減少であるところ、少年の検挙人員は1万2410人から4589人と63%の減少となっており、少年の検挙人員は成人の1.6倍の割合での減少を見せているところでございます。

続きまして、少年の検挙人員の減少について詳しく見てまいりたいと思います。まず、身近な犯罪である自転車盗などについて触れさせていただきます。棒グラフの赤い部分、これが全刑法犯の認知件数に占める自転車盗と自転車に係る占有離脱物横領の認知件数でございます。全刑法犯の認知件数に占める自転車盗及び占有離脱物横領の割合は、平成17年は31.5%、8万5件でありましたけれども、全体的に刑法犯が減少傾向にある中、平成26年は37.9%、6万712件を占めております。

続きまして、一方で、検挙状況について見ますと、これは刑法犯総検挙に占める自転車盗と自転車に係る占有離脱物横領事件の検挙人員の割合、平成17年は41.5%を占めておりましたが、平成26年は20.3%と低下をしております。ここで注目すべきところは、同じく刑法犯検挙人員に占める少年の自転車盗等の検挙人員は、平成17年は10.2%であったところ、平成26年は4.3%と低下していることです。御覧のとおり、少年犯罪は減少傾向にある、その傾向は成人以上である、特に身近な犯罪における少年犯罪検挙状況は激減していると、そのように認識しております。

次に、少年の検挙人員が減少している理由について考察をしてみます。これは、犯罪抑止総合対策が功を奏しているというふうに考えております。当庁では、平成15年を治安回復元年と位置付けまして、各種施策を実施してまいりました。例えば、東京都安全安心まちづくり条例、平成15年からでありますけれども、これは地域と警察が一体となった防犯対策等を推進する礎となりまして、後述いたしますけれども、防犯ボランティア等の育成等もこの条例が機運を高めたところであります。

続きまして、これは平成15年から、少年事件捜査員の大幅な増強でございます。これは、暴走族等の非行集団による強盗致傷事件、あるいは対立抗争事件等が悪質・粗暴化し、また、非行集団に至らない不良グループがひたたくり事件等を敢行するなど、いわゆる街頭犯罪が増加したために、警視庁の少年事件課の体制も当初は50名足らずのものだったの

ですが、こういったことから現行の200名弱の捜査員ということで強化をされました。一方では、非行少年特別捜査隊という隊も設置をいたしまして対処したというところがあります。

続きまして、平成16年にはスクールサポーター制度を開始しました。これは、学校と警察相互の連携の架け橋といたしまして、警視庁のOBを各警察署へ配置しているものです。

続きまして、少年補導員制度の強化ということでもあります。これは、そもそもが補導所というのは昭和38年の4月から設置をして、この制度を伴っているのですけれども、風営法の一部改正に伴いまして、少年指導委員に関する規程が整備されました。少年警察ボランティアの運営要綱を改定しまして、平成18年9月からこの制度を施行しているところがあります。

続きまして、継続的な盛り場総合対策でございます。これは、御案内のとおり、歌舞伎町、六本木、池袋、渋谷を中心にしたました歓楽街の風紀を改善しまして、治安回復の機運を高めました。そして、現在も、「犯罪が起きにくい社会づくり」ということ、加えて「非行少年を生まない社会づくり」として各種施策を推進中でございます。

ここで、少年自体が非行を起こさなくなったのではと推察される資料をお示したいと思います。

このグラフは、少年総人口に占める犯罪少年の人口比でございます。平成17年は少年の総人口、都内に61万8409人の14歳から19歳までの少年がおりました。犯罪少年の検挙人員は1万2410人、人口比にしますと2%になります。100人中で2人という数字でございました。平成26年になりますと、都内の少年人口は61万6689人のところ、犯罪少年検挙人員は4589人、人口比では0.7%ということで、100人中で換算しますと、1人もいないという数字になります。減少幅で申し上げますと、マイナス63%ですので、非行を起こす少年が、10年前の平成17年に比べますと半分以下になったということが言えるかと思えます。

この説を支える資料といたしまして、規範意識の向上と、それから環境浄化という二つの切り口からお話し申し上げたいと思えます。

まず、規範意識の向上についてお話し申し上げます。

少年たちが非行を起こしやすいかどうかについて考えてみます。喫煙あるいは深夜はいかい等の補導、それと家出を非行の前兆行為として考えています。補導人員は、平成17年は7万5954人であったところ、平成26年は4万937人と、46.1%減少しております。このうち、家出少年の発見状況でありますけれども、これは平成17年は1622人であったところ、平成26年は1112人と、31.4%の減少であります。

このような補導状況などから見ましても、いわゆるやっつけはいけないこと、やっつけよいことの分別といいますか、少年の規範意識の向上があるのではないかと考えられます。

続きまして、環境浄化についてお話し申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、自転車盗と自転車に係る占有離脱物横領事件は、認知、検挙とも大きなウエートを占めておるところでございます。この状況を見ますと、放置自転車によるものが圧倒的に多いことが挙げられます。

そこで、自転車の撤去台数について調べてみました。折れ線グラフにつきましては各自治体の自転車撤去対策費、棒グラフにつきましては自転車の撤去台数を示しております。御

覧のとおり、自転車撤去台数は平成18年の91万7000台をピークに減少傾向にありまして、平成25年は55万7000台と、平成18年に比べて39.3%減少しました。今後も継続的な対策費の計上が予想されますことから、引き続き減少することが推察されるところでございます。

さらに、環境浄化活動の一例といたしまして、防犯ボランティア活動に触れさせていただきたいと思っております。

防犯ボランティアの方々には、地域の防犯パトロールのほか、子供の見守り活動などの幅広い活動をしていただいております。防犯ボランティアは、「東京都安全・安心まちづくり条例」施行後である平成17年から平成19年にかけて大幅に増加しまして、平成26年現在では、3968団体、人口ですと15万4123人を把握しております。このとおり、犯罪を起こさないまちづくりが効果を生み、社会的な機運として、非行防止のための環境浄化が進んでいるのではないかと考えられます。

次に、最近の少年事件の特徴についてお話をいたします。

その一つは、電子機器を用いた犯行であります。これは、匿名掲示板を利用して、営利目的でオンラインバンキングの不正送金ウイルスの生成プログラムを自宅のパーソナルコンピュータ及びアメリカのファイルサーバーに保管した事案、そのほかにもスマートフォン等の電子機器が謀議等に用いられたりする事案の増加によりまして、電子端末データの復元であるとか、検証等の膨大な電子データの分析に時間を要する点や、一定の技術や知識が必要な点に苦勞をしているところであります。

次に、高度に隠密化した組織犯罪、ここに特殊詐欺等と書いています。これについては、特に特殊詐欺事件におきましては、他人の携帯、あるいは架空名義で契約された携帯電話を利用したり、又は詐欺金の受け渡しはコインロッカーを利用するなどしまして、組織の上層部との遮断により、なかなか突き上げ捜査が困難であるということが挙げられておるところであります。

三つ目として、成人と比較して高い共犯率ということでありまして。刑法犯の共犯率は、少年にあっては平成17年が18.7%、平成26年が17.1%、成人の共犯率は平成17年が11.8%で、平成26年は9.8%となっております。いずれの年も、少年の共犯率は成人と比較して高くなっております。特に、グループによる犯行の際は、虚言あるいは身内をかばう、あるいは口裏合わせ会議、これを通常私どもではバックレ会議というふうに申しておりますけれども、こういったことによりまして、実行行為者の特定が困難であることから、身代わりや口裏合わせを考慮しつつ、慎重な捜査を要する点に苦勞しているところでございます。

このような状況から、犯罪形態の変化に対応した捜査を推進していく必要がございます。

次に、少年法適用対象年齢を引き下げた場合の影響についてお話しします。

端的に申し上げますと、取り扱う部門が大きくシフトされるということでありまして。

画面は、平成26年における総検挙人員に対する少年と成人の検挙構成でございます。これを見ますと、年齢の18歳から19歳、これが1542人検挙しておりまして、この数字は全刑法犯検挙人員の4.7%を占めております。したがって、仮にですけれども、少年法適用対象年齢が18歳未満に引き下げられまして、単純に18歳以上が成人事件として取り扱われることとなる場合は、この検挙人員がそのまま刑事部門、あるいは地域部門

が取り扱うということになります。

一方で、先ほどお話ししたとおり、平成26年におけます刑法犯における少年の検挙人員は4589人でしたので、この比率からしますと、1542人は33.6%、これが18歳、19歳で占める比率ということになります。

続きまして、少年に対する簡易送致、それから若年成人に対する微罪処分の現状について申し上げたいと思います。簡易送致の人員、要保護性の検討状況、手続等についてお話し申し上げます。

18歳、19歳の少年簡易送致の取扱状況について、円グラフにしております。平成17年、平成26年とも、先ほども触れましたとおり、自転車盗と自転車に係る占有離脱物横領事件、そして万引き事件が大半を占めております。平成26年にありましては、刑法犯犯罪少年検挙人員は4589人でございまして、41.1%に当たります1888人が簡易送致されております。また、簡易送致された少年の中で18歳、19歳、これは688人おりますけれども、これが36.4%を占めまして、罪種としましては自転車盗と自転車に係る占有離脱物横領事件、そして万引き事件が90.5%になっております。

簡易送致についてお話ししたいと思います。端的に申し上げますと、極めて軽微な事件について、簡略化した書類で検察官や家庭裁判所に送致することになっております。簡略化した書類で送致をしておりますけれども、事実認定のためには慎重な判断や必要な裏付け捜査を実施した上で、送致の是非を検討していることにつきましては、通常の基本送致と何ら変わるものではございません。

さらに、現場では、少年警察活動の本旨でございまして健全育成の観点に立ち、少年係などの捜査員による善導措置の徹底が図られております。家庭環境、地域の環境や交遊関係などの要保護性の検討を行いながらも、少年に対して厳正な訓戒を与えるほか、保護者に対しても今後の善導を促すために、保護者を直接招致して指導を行っております。

また、途中でお話ししました学校連絡制度やスクールサポーター制度を活用しまして、再非行の防止に努めております。この点におきましては、少年非行防止及び保護を通じて少年の健全育成を図るといふ少年警察活動規則の目的に沿いまして、より丁寧に健全育成に努めているという現状でございまして。

以上のとおり、簡易送致事件においても、少年法が掲げる健全育成という目的に沿った警察活動を実施しております。

続きまして、少年事件における簡易送致手続に類似する成人事件における微罪処分についてお話し申し上げます。

微罪処分の取扱状況につきまして、円グラフにいたしました。犯行時年齢は、若年年齢の20歳から25歳の検挙人員になります。平成17年、26年ともに、少年事件における簡易送致と同様に、窃盗では自転車盗と、万引き、それから自転車に係る占有離脱物横領事件が大半を占めているところでございまして。平成26年におきましては、これら三つだけで93%を占めております。

第一線の現場では、自らの犯罪歴を^{いんせい}隠蔽しようとする者であるとか、他人に成り済まそうとする者も少なからずいることから、人定事項の特定を慎重に行っております。

外国人被疑者につきましても、必ず通訳人を介した取調べを徹底しまして、その犯情などを明らかにして、微罪処分対象者かを慎重に検討しております。

また、人定事項の特定の方法の一つとしましては、身柄引受人の確保が挙げられますけれども、都内で単身居住する者の場合であるとか、両親などが遠隔地に居住しているなどの被疑者の監督者たる立場の者を確保することが困難な場合がございます。同様に、被害者の方につきましても、突然の転居などで容易に連絡することができない、あるいは被害品の還付の際にも困難を生ずる場合がございます。

以上のとおり、微罪処分手続におきましても、困難な点を解決しながら慎重な処理手続や適正な被害回復などの対応を図っている現状でございます。

私の方からは以上でございます。

○森氏 少年育成課長の森でございます。

少年育成課からは、少年警察活動のうち18歳、19歳の少年の補導状況、サイバー補導活動、立ち直り支援活動について御説明をさせていただきます。

補導状況の前に、参考といたしまして、補導対象と少年人口の推移について御説明をさせていただきます。

初めに、少年補導の対象であります。当庁におきましては、飲酒、喫煙、無断外泊、深夜はいかい、不健全性的行為、不健全娯楽、そのほか生活安全部長の指定行為ということでJKリフレとかJKお散歩、このような不良行為を補導対象としているところであります。

なお、この補導活動につきましては、警察官が行う場合と少年警察ボランティアの方々と合同で実施する場合がございます。

次に、都内における少年人口の推移についてであります。上段になりますけれども、グラフについては、補導対象年齢である6歳から19歳までの人口の推移です。10年前、平成17年と比べると1.94%増加しているという状況です。下段のグラフについては、18歳、19歳の人口の推移となります。平成24年から微増の傾向がございますけれども、10年前に比べると6.92%減少しているという状況です。次に、下の折れ線グラフですけれども、少年補導の推移となります。不良行為少年につきましては、年々減少傾向にあります。特に減少しているのが、真ん中の深夜はいかい、折れ線グラフの深夜はいかいと、一番下の喫煙という形になります。深夜はいかいと喫煙で見ますと、10年前に比べ、深夜はいかいは約43%、喫煙については約60%の減ということになります。深夜はいかいの減少の要因といたしまして、カラオケ店等の店舗による深夜の入店規制が徹底されているということや、スマートフォンの普及に伴い、外で会う必要性が減ったということが考えられます。また、喫煙の減少要因ということで考えてみますと、社会全体の喫煙率、これの低下、たばこ価格の上昇、年齢確認による購入制限が強化されたことなどが考えられております。このグラフにつきましては、過去10年の18歳、19歳の補導状況であります。年々右肩下がりで減少している傾向にあります。平成26年中に補導した者3747人ということでありまして、これはちょっと見づらいんですけども、18歳が3604人、19歳が143人ということで、この下の部分になります。10年前に比べて49%減少しているということでありまして、全体の補導件数に占める18歳、19歳の割合につきましては、ここ10年間では、こちらの数値になりますけれども、7%から10%の間で推移をしている、約1割から1割に満たないという状況であります。

次に、18歳、19歳の行為別の補導状況です。一番多いのが深夜はいかい、平成26年は70.5%、次に多いのが喫煙ということで22.8%を占めている状況にあります。

次に、サイバー補導活動について御説明をさせていただきます。

サイバー補導活動については、インターネットの利用に起因する福祉犯被害から少年を保護するため、援助交際等を求める等、インターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、書き込みを行った少年と接触して、直接注意・指導するものであります。警視庁におきましては、平成26年4月から、島部を除く管下全警察署に専用のスマートフォンを配備して実施中であります。

平成26年度にサイバー補導により補導した少年については、353人おります。そのうち18歳、19歳は22人、全体の6.2%を占めております。

次に、立ち直り支援活動について御説明をいたします。立ち直り支援活動につきましては、少年の周囲の環境や自身に問題を抱え再非行のおそれがある等、警察による支援が必要と認められる少年に対して実施するものであります。立ち直りのために必要な連絡、面接、就学・就労による支援、農業体験など各種体験活動による支援を行っているところであります。対象とする少年につきましては、支援対象少年と継続補導少年に区分をいたしております。支援対象少年とは、警視庁管内に居住しており、過去に非行少年として取扱いがあった少年で、周囲の環境や少年自身に問題を抱え再非行に走りかねない状態にあるなど、警察の支援が必要と認められる少年のうち、保護者から警察による支援活動に同意があった少年のことを言っております。また、継続補導少年とは、支援対象少年には該当をしませんけれども、連絡、面接、各種体験活動等によって継続的な支援が必要である少年のことを言っております。

次に、立ち直り支援の状況ということですが、本年9月末現在、支援中の少年が453名おります。そのうち、18歳、19歳が102名、全体の23%を占めているという状況にあります。18歳、19歳で就労支援又は農業体験などの体験活動を通じた立ち直り支援を、21名に対して38回実施しております。また、ハローワークと連携をいたしまして実施した就職ガイダンスには、立ち直り支援を実施中の少年が31名参加し、うち10名が就職をしている状況であります。その中で18歳、19歳の少年については、14名参加をし、7名が就職している。うち2名については、就職とともに支援を終了しております。それぞれの少年につきましては、本人又は家族の希望で支援を継続しているという状況であります。

最後になりますけれども、仮に少年法の適用対象年齢が18歳未満に引き下げられ、かつ少年警察活動の対象を18歳未満に限るということで見た場合の影響ということですが、補導又は立ち直り支援に影響が生じてくると考えられるところです。その一つに、18歳の高校生と18歳に満たない高校生を同時に補導した場合、一方は補導対象となり、一方は補導対象とならないなど、取扱いに差が出てくるということです。また、これまで、立ち直り支援という形で実施をしていた18歳、19歳の少年については、支援対象ではなくなるということが考えられます。これらが少年警察活動における影響ということで考えられるものであります。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、質問等に移りたいと思います。

質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

○酒巻教授 まず、確認なのですが、一番最初におっしゃったように、今日、いろいろ御提供

いただきました統計数字は、警視庁すなわち東京都における数字ですね。

○山本氏 そうです。

○酒巻教授 東京というところは日本国の中でかなり特殊なところであるという見方もあって、日本全体の少年事件の傾向とほぼ一緒なのか、そうでないのかという点に興味、関心を持ったのですが、どのように考えたらいいでしょうか。私は、関西にも暮らしているので、例えば同じ大都会でも大阪は違うのではないかなどいろいろ思うこともあって、この東京の数字をどのくらい一般化できるのか、御意見を伺いたと思います。

○山本氏 冒頭申し上げましたとおり、この統計数値は警視庁、すなわち東京都内だけのものなのですが、これが全国と同じ傾向にあるかという点、一概には申し上げられない部分はあるかと思えます。ただ、東京で検挙している者も、東京だけに住んでいるのかと申しますと、そうではありません。近県であるとか、あるいは上京してきてちょっと犯罪を起こすという場合もあります。ただ、地方と言いますか、他県においても大分都市化している部分もありまして、その都市化している部分の中でも様相はかなり違ってくると思っております。特に今、東京の場合、先ほど申した繁華街は、いろいろな犯罪の温床になるところがありますから、そういったところから勘案しますと、やはり東京の数値が減少しているということは、他県でもそのようなことが考えられるのではないかなと考えていますが、飽くまでも推測でございます。

○川出教授 今日はどうもありがとうございました。

2点質問させていただきたいことがあります。まず最初は、少年事件の捜査についてですが、これについては少年の健全育成という観点からの配慮がなされているとのことでした。その場合、健全育成という観点から行っている特別な配慮について、年齢によって違いはありますでしょうか。例えば、18歳、19歳の年長少年に対する捜査と、そうでない少年に対する捜査で、何か違いはあるのでしょうか。

○山本氏 特に、違いはないというのが答えになろうかと思えます。18歳、19歳になるといろいろと考え方もしっかりしてくるという部分はありますが、少年事件につきましては当然、事案だけに限らず、少年の生い立ちであるとか環境だとか、そういうところも含めて判断しておりますので、特に捜査員におきましては、特に年齢でどうこうという差異は付けていないということよろしいでしょうか。

○川出教授 もう一つの質問は、後半部分の少年に対する立ち直り支援に関してです。例えば継続補導などについては、これを19歳で開始したとしても、20歳になったらその時点で自動的に打ち切られるのでしょうか、あるいは、状況に応じて若干延長するというのもあるのでしょうか。

○森氏 基本的には20歳になった時点で打ち切ります。

○川出教授 そうしますと、例えば、現在19歳で、もうすぐ20歳になってしまう少年がいたとして、この子には継続的な補導が必要だと警察の方が考えたとしても、すぐに20歳になってしまうということで継続補導は行わないということになるのでしょうか。

○森氏 個別ケースになりますけれども、そこですばっと切れるかどうかという点、基本的には20歳になったら切るということになってはいますけれども、ケース・バイ・ケースで、若干の見守りはしていきます。

○加藤刑事法制管理官 まず、1点確認をさせていただきたいのですが、最後に御説明をいた

だいた適用対象年齢が引き下げられた場合の影響の中で、補導あるいは立ち直り支援に影響が生じてくるという点なのでありますが、補導という活動は、少年法を基礎として行われているわけではないのではないかと認識しております。それであっても、少年法の適用年齢というのが補導ですとか立ち直り支援の対象をどう決めるかということについて影響してくるものなのでしょうか。

○森氏 法的根拠と申しますと、少年法とは違いまして、警察法からスタートいたしまして、そういう活動規程とか、そういうもろもろで補導をやっているのですけれども、両方がともに18歳未満に引き下げられた場合という仮定で、先ほど発表させていただいたところでもあります。そのときの弊害については、先ほど申しましたとおり、同じ高校生でも異なった取扱いをしなければいけないということと、就労支援につきましては、やはり18歳、19歳というのが就職適齢というか、非常に関心の高いところが支援対象者に当たらなくなるという形になります。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。

次に、統計の関係で教えていただきたい点がございまして。簡易送致についての御説明があり、改めてかなりの割合が簡易送致になっているなどというのを認識したのでありますが、そうすると、警察の段階でかなりの数の事件が、ある種のスクリーニングを経ているということになるんだらうと思います。犯罪捜査規範を拝見すると、犯罪の原因、動機とか、あるいは少年の性格、行状、あるいは家庭の状況、環境等を勘案して、再犯のおそれがないという要件になっていると見受けられます。こういう御判断というのは、実際にはどういう資料、あるいはどういう形で判断がなされているのかということ、具体的に教えていただけますでしょうか。

あとは、善導措置の話が先ほどございましたけれども、善導措置というのが、具体的にはどのようなことが行われているのかということについて教えてください。

○山本氏 まず、簡易送致ですけれども、個々の事案に応じて考えておりますが、一定の基準は当然あるわけでございまして。先ほど申しましたように、事案が非常に極めて軽微であるとか、あるいは犯罪の原因だとか動機になったもの、今申した性格だとかそういったものですね。刑事処分あるいは保護処分を必要としないというのが前提になりますけれども、必要な捜査というのは、これは基本送致と全く同じでございまして。そういう中で、本当に初犯で、初めてやったとか、それは全体的なことを見て、簡易送致するものか、基本送致すべきものか、その辺の判断は飽くまでも個々の警察の扱いと申しますか、少年係になりますけれども、警察官の裁量に任せるというところです。

それから、善導措置につきましては、やはり保護者の監護措置があるとか、環境とか、そういうものを含めて、当然監護能力があるかどうかというのは、両親を呼んだりして、そういうふうな話を聞いたりして、監護措置、そういうことができないということであれば、周囲の方々とか、学校であるとか、そういう関係者を含めてそういう措置を図っているというところでございます。

○久家参事官 今日の御説明の中で、18歳、19歳の補導状況として70.5%が深夜はいかいというデータが出てまいりました。深夜はいかいの中身としては、恐らく家出を繰り返している少年が多いのかなと思うのですけれども、補導の対象として扱うのと、さらにぐ犯として扱うというのは、具体的にはどう違うのか、どういう場合にはぐ犯になるのか、

その辺の警察としての感覚、考え方を教えていただきたいのが一つです。

それから、先ほど、質問に対する答えの中で、若年者よりは18歳、19歳の方がある程度考えもしっかりしてくるというお話もあった一方で、年齢によって特に区別はしないというお話もあったかと思うのですが、補導やぐ犯の関係で少年を扱ってこられていて、16歳、17歳の少年と18歳、19歳の少年に、発達状況や自立性やら、そういう点に関して何か質的な違いがあるのか、それは千差万別ということなのか、特に違いはないのか、その辺どう感じておられるか、教えていただけますでしょうか。

○森氏 それでは、補導の関係について説明をさせていただきます。補導について、ぐ犯と補導の違いということですが、やっぱり回数とかですね。ぐ犯によるということで家庭裁判所に送致した事案というのが、手持ちの資料ですけれども、平成17年から26年までということで、10年間で一番多いのが家出ということで、ぐ犯送致したものということでもあります。平成26年のぐ犯送致したものとすると、全体で36名おまして、そのうち18歳、19歳は約3%ということで、非常に少なくなっているという状況にあります。補導とぐ犯をどう差別するかというと、やはり回数とか、あとは家庭環境とかそういうのを加味した上で、ぐ犯送致するか、補導にとどめて後は保護者連絡にするかという形で区別をしているところでもあります。

○山本氏 先ほどの年齢の話でございますけれども、基本的には特に年齢でもってどうこうということはありません。扱いについては全て同じといたしますか、同様の扱いをしています。比較的、やはり18歳、19歳になると成人年齢に近いということもありまして、本当に年少の者からすると、ある程度考え方も何といたしますか、しっかりしてきているという一方で、やはり罪種においてはちょっと凶悪な事案も増えてくる。年少の頃は万引きであるとか、そういったものが多いんですけれども、やはり粗暴犯であるところの傷害事案であるとか、そういったものが増えてくるという部分での罪種の変化は見られてくるということになるかと思えます。しかし、一般的に言いますと、それほど大きな差はないと、年齢による区分けというのはないというふうに認識をしております。

○今福観察課長 一つ確認ですが、先ほどありました少年法の適用対象年齢が、18歳、19歳に引き下げられた場合に立ち直りの支援の機会がなくなるという点については、それは御説明のあった立ち直り支援のいろんなメニューがありますけれども、そういった方々が外れてしまうという御趣旨か、あるいはもっと含めて、簡易送致になっている部分について、善導措置というものも施しているという話もありましたけれども、そういったことも視野に入れたお話の御指摘なのかというのが第1点です。

第2点は、今日のデータにはなかったのですが、件数は下がってきているという点について、よく全国統計で見ますと、再非行者率というのが増えているというふうに御指摘があると思えます。東京においてはどうなのか、もし同じようにそれが増えているとすれば、その背景とか、あるいはそれに対する対策といたしますか、何か特別なことをなさっておられるのか、そのあたりを、簡単で結構でございますので、教えていただければと思います。

○森氏 引き下げられた場合の影響ということでの18歳、19歳の人に対する立ち直り支援ですが、先ほど、ハローワークと連携した就職のガイダンスをやっていますよという話をさせていただいて、31名が参加して、10名が就職しているという話をしましたが、18歳、19歳で出してみると、14名、31分の14ですので半分ぐらいいるわけですね。

その人たちに支援ができないということでは、半分ぐらいいる18歳、19歳というのは、就職をしたいという気持ちも生まれてくる中で、その人たちに指導、支援ができないというのが非常にデメリットになるのかなということでも言わせていただきました。

あと、再犯者率については、31.2%です。そのために、立ち直り支援という形で実施しているというのが警視庁の施策でございます。

○白井参事官 そろそろ時間が来ておりますので、特にこの点を質問したいという点がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、森様、山本様、どうもありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 それでは、再開したいと思います。

最後に御意見をお聞きするのは、日本大学教授の角田正紀先生です。

角田先生からは、裁判官としての経験を踏まえた少年を含む若年者に対する処分の現状と課題及び少年法の適用対象年齢の引下げについて御意見をお聞きし、その上で質問させていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

配布資料については、御手元に第1表から第4表と題する資料の4点ございます。

それでは、角田先生、お願いいたします。

○角田氏 日本大学法科大学院で教員をしております角田といたします。

今日、意見を申し上げる私の立場ですけれども、昨年12月まで約36年間、裁判官として少年保護事件、少年刑事事件を含めて担当しておりましたので、現場の裁判官ないし関係者の声を届けたいと、こういう立場でお話をさせていただきます。项目的なことはあらかじめお伝えしているところですので、それに沿ってお話ししますが、まず最初の項目である「少年を含む若年者に対する処分の現状と課題」ということに関して申し上げたいと思います。

前提問題になりますが、日本の少年法制は、保護教育の理念を重視して、いわゆる全件送致主義を採っておりますので、犯罪少年ないし非行少年を保護手続で処理するのか、あるいは刑事責任を問うのかということについては、家庭裁判所が第一次的判断権を持っていて、全部仕分けをしています。これは非常に大きな特徴であります。保護事件として扱うのであれば、その場合には刑罰ではなく、教育でもって再非行を防ぐと、こういう理念で処理しますし、ただ、事案の内容あるいは少年の問題性いかんによっては、検察官に逆送して刑事手続に乗せて刑事責任を問うと、こういうことになります。ここで第1表を御覧いただきたいと思いますが、これは平成25年の年齢層別終局処分率を示したもので、少年事件全体の処理状況はこのようになっております。年長少年について見ていくと、検察官送致、保護処分、不処分、審判不開始の件数、割合はこの表のとおり数字になっています。この数字だけからはやや読み取りにくいところなのですが、現場で事件を処理している立場から見ますと、少年保護事件は適正に運営されていて、大きな問題点は特にないであろうと感じておりました。その適正運営ということの中身ですが、少年事件に対しては教育で対応しようということですから、教育である以上画一的な処理ではなくて、個別の少年の問題点ごとに個別処遇で対応していくということを理念的に考えることになります。それが現に実践されているということが一番大きいと思います。これは強調しておきたい点です。これを可能にしているのは、家庭裁判所が家庭裁判所調査官という、

心理学や教育学などの教育を受けている専門家を擁しているということで、彼らによって、送致されてきた事件は、簡易送致分を除いた全件について、非行に至ったメカニズムを科学的に解明するという作業が相当の労力をかけて行われ、それを基にして個別処遇をやっているわけです。ですから、被害者保護などの観点も最近は非常に重視されるわけですが、被害者保護にも目配りをしながら社会調査を行った上で、個別処遇をし、かつ、事件の早期処理も行われているのです。これについては第2表を御覧いただくと、これも平成25年の統計であります。一番上の欄で、一般事件と交通違反の事件を合わせた総数で、平均審理期間、一番右の欄ですけれども、2.3か月という極めて短期間の処理、早期処理が実現しているということでもあります。要するに、問題点を解明して、適切な個別処遇をやって、被害者にも目配りしながら、しかも全体を2.3か月という短期間の、早期処理を実現していると。適正に運用されており、余り問題はないと考えるのは、そういう理由であります。なお、この第1表で右の欄を見ると、不処分が2割もあるじゃないか、あるいは審判不開始、要するに審判も開かない事件が約4割もあるではないかと、審判不開始・不処分というのは、外部から見ると何もやっていないような誤解や印象を与える言葉ですけれども、これは実態は全く違っています。審判不開始でも調査官の調査の過程で、これは保護的措置というふうに総称しますけれども、本人に対してどこが問題点で、どういうことに気をつけてくれとか、あるいは家族の関係が非行の原因になっているような場合には、家庭に対する働き掛けもやります。要するに、再非行防止のための保護的措置を、この審判不開始の事件などまで含めて全部やっているというところが非常に重要なところで、強調しておきたいというふうに思います。

次に、少し違う切り口のことを申し上げます。現場で、私は判事補の時代に丸3年間少年保護事件を中心に仕事をした時期がありますが、非行の原因の相当部分は、少年自身というよりは、むしろ環境にあると、保護環境の方にあると、これを本当に実感しました。エピソードを挙げますと、少年事件を初めて担当した頃に、審判の準備を調査官と相談していたことですが、調査官が「本件については親の方を少年院に入れたいですね。」と言うのです。初めて聞くと「えっ。」というような表現なわけですが、これは実は端的に事件の本質を表しているわけですね。要するに、本人よりも、親の行動あるいは少年との関係の持ち方の方が問題で、それが非行に結び付いているということで、そのような事件は非常に多いわけです。また、第一印象で、これは何たる事件かという、こんな極悪非道なという印象の事件でも、その背景を知り、あるいは本人の問題点を知り、その性格を知り、あるいは知的な制約があることを知ると、処遇の方向性は自ずから出てきます。最後の点については、観護措置がとられると、必ず鑑別所の調査において知能検査が行われますが、鑑別結果通知書に知能指数60とか70に至らないような記載のある事件はそんなに珍しいことではありません。だから、そういった事情を知れば、刑事責任を問うというよりも、むしろ教育によって再非行防止を図る方が適切なのではないかというふうに考える事例が、非常に多いということは間違いないと思っております。

それから、今回の議論されていることの中には、18歳、19歳の年長少年の問題ですので、その関係で、悪質重大な少年刑事事件をどう扱うかという問題にちょっと触れておきたいと思っております。これについては裁判所の立場から見ても、平成12年の少年法改正で原則逆送制度が導入されたのが、非常にインパクトのある、大きく実務の運用を変えたも

のだということが言えると思います。あらかじめ配布してある第3表を見ていただきます。最高裁家庭局にお願いをして提供してもらった今年の9月30日までの最新の資料ですけれども、これで見えますと、例えば殺人罪については、逆送率が58.4%、それから傷害致死でも60.6%、原則逆送対象事件の逆送率が65.2%とかなりの高率になっています。ところが、平成12年改正前の10年間における平均数値をとってみますと、殺人の逆送率は24.8%でしたから、倍以上になっています。それから、傷害致死に至っては、改正前10年間の平均が9.1%という逆送率でしたから、これが6割以上逆送されるようになり、刑事裁判にかけようになっているので、これはもう激変しているのです。このことの評価を私なりにしてみるわけなのですが、かつての運用は、保護教育に非常に重心を置いた運用を家裁がしていたということは間違いなくと思います。問題はこれだけ大きく変わったことをどう評価するかですが、間違いなく言えるのは、法律でもって刑事処分と保護処分の区別をはっきりと示すことによって、家庭裁判所の方でそれに対応してきた。そして、逆送するにせよ、保護手続を選択するにせよ、なぜそういう選択をするのかということに関して、決定で理由できちんと示してやらなければいけないわけですから、それによって少年事件の処理の内実はどういう思想でやっているか、どういうことを重視してやっているかということを社会に対して説明をしているわけです。そういうこともあって、私としては、従前と比べてもより適正な運用に変わってきているというふうに考えておりますし、家裁の現場の裁判官、関係者もそう考えていると思います。

これは、実はこの問題だけでなく、少年法の大きな改正というのはその後も3回、4回あると思いますが、全て同じようなことが言えます。一例だけ挙げますと、かつては不定期刑については一番重くても「5年以上10年以下の懲役」という制限があったために、科刑の頭打ち現象が顕著にありました。しかし、これについては、平成26年改正によって「10年以上15年以下」という不定期刑が可能になりましたので、このことにより予測としては、科刑の頭打ち現象は解消に向かっていくだろうというふうに思われます。結局、この少年の手続については、課題を突き付けられる都度、適宜立法で適切に対応して、しかもそれに応じた運用の変化がなされているということも、私が冒頭申し上げた全体としては少年事件の処理は適正な運営がなされているのではなかろうかということの一つの要素というふうに理解していただければと思います。

それから次に二つ目の項目として、「年長少年、若年被告人の処遇の問題」について申し上げておきたいと思います。実はですね、社会調査の在り方とか審判運営、あるいは処分にしても、年長少年だからどうだということは、家庭裁判所の実務家の立場からは余りないのです。むしろ、個別の当該少年の発達程度、成長の程度というのは千差万別で、そちらの要素の方がやはり重要で、それを重視するという意識が強いと思います。さっき触れましたけれども、少年本人に知的な制約があって、立ち直りへの働き掛けが空回りするということが珍しくありません。あと、最近の特徴として、私も去年の12月までは控訴審で仕事をしていましたが、振り込め詐欺の受け子というのが目立ちます。そういう若年被告人の事件、実刑の場合も多いものだから、控訴されてくる事件もかなりあります。それから、その種の事件は少年であっても、つまり18歳、19歳であっても少年送致決定を受ける場合が多いものだから、要するに問題性の大きさ、違法性の高さからですが、処

分の著しい不当で抗告されてくる事件が非常に多いのです。このような類型の事件については、やはり本人に責任を強く自覚させる必要があります。教育・保護というよりは責任を強く自覚させる必要のある類型の事件が、やはりあることはあるということです。そして、年長少年の事件の中にはその割合が、やはり年少あるいは中間少年に比べれば高いということは言えるだろうというふうには思います。それからもう1点、別のことですが、若年被告人の刑事裁判でしばしば苦慮するのは、少年院送致決定の経験、そのような前歴のある、しかも複数回あるような少年が20歳で、あるいは21歳で初めて刑事裁判にかかってくるという事例が、時折あるわけです。この量刑判断は非常に難しい。裁判官の意識としては、少年時代の前歴を前科と同じに考えることは基本的にしません。それは、教育だといって処遇しておいて、それを前科と同じに扱うのは何というか、だまし討ちとまでは言いませんが、ちょっとおかしいなという感覚が非常に強いのです。そうすると、20歳を超えたという節目でもあるし、白紙で一度やり直しの機会を与えてという発想が非常に強くなります。だから、一般の事件に比べると執行猶予、特に窃盗だとか詐欺だとか、そういう事件が多いわけですが、執行猶予で何とかならないかという思考で処理するわけですが、同時に、やはり少年院送致の前歴まで抱えている子は、執行猶予にしても、また再犯のおそれが高いのではないかという懸念を持つ場合も非常に多いですね。その場合、保護観察を付けるかどうかということが一つあるわけですが、保護観察は立ち直り支援の積極的な機能の反面、再度の執行猶予が、例えば異種類の道路交通法違反のような事件でも、公判請求されれば必ず実刑になって、しかもダブルで長期間服役するという、ものすごく大きな不利益がありますので、私はできるだけ保護観察を付けない方向で処理していました。これは裁判官によってちょっと考え方が分かれるかもしれませんが、とにかく判断が非常に難しいと思います。

今、御紹介したことからも、複数の矛盾する切り口の中で結論を選択しているということはお分かりいただけるだろうと思います。こうしたこともあって、具体的な提案というほど熟したものではありませんが、願望のようなこととしては、若年であるがゆえの柔軟な処遇の制度というようなものが、もしあればということは当然頭に浮かぶわけです。かつて確か法務省でも、外国では採用している国もある社会奉仕命令のような制度に関する議論をした時期があったと思いますけれども、当時は日本の社会、一般の通念がそれを受け入れるだろうかとか、環境整備に非常に負担が大きいとか、いろいろ高いハードルがあって議論が立ち消えになったと記憶していますけれども、そういうものを検討する選択肢は出てき得るだろうと思います。

それから、先ほど警察の関係者の方も紹介されていましたが、三つ目の項目で、裁判所の方から見た「簡易送致の現状と課題」に若干触れておきます。これについては、第4表をお配りしてありますので、これを見ていただきたいと思います。一番直近の平成25年の統計でも、簡易送致事件は一般事件の総数の中で3割ぐらゐを占めております。少年事件は家庭裁判所に全件送致されてきて、家裁調査官に調査命令を出して社会調査をやってもらっているのが、実は7割ぐらゐであります。その中には審判不開始の事件なども含まれているわけですが、7割ぐらゐは手厚い処理をやっているけれども、3割はそれをしていないということにも、見方によってはなるわけです。これをどう見るかということですが、一つは、御覧になったら分かるように、だんだん簡易送致の割合は下がってき

ています。それと、もう一つは、根本的なことですが、少年保護事件の件数は多いですね。一方、家裁調査官の数はもちろん限られているわけで、この人的資源を活用して、しかも迅速に社会調査をやってもらって、ということを考えて、やはり軽微な非行で自然に立ち直りが可能ではないかと思われる事件については、ある程度対象から落としていくと、社会調査を省略していくということをやらないと、合理的な運営にはならないだろうと思います。簡易送致については、裁判所においては、家庭局長通達で、各家庭裁判所長宛てにこういう基準でやりなさいというものを示して、しかもそれを踏まえて、各家裁で地域の警察、検察庁、あるいは保護機関等との協議を踏まえて、簡易送致の運用をやっておりますので、現状の運用には問題がないだろうと思っております。分かりやすい例を挙げると、例えば窃盗で被害額が1万円以下のもの、しかも否認事件ではなく、共犯者もいなくてとか、そういう基準です。変な例えですけれども、ここにおられるメンバーでも少年時代に本当に軽微な非行が1回もないという方はどれくらいいるだろうか。つまり、家庭にも学校にも教育機能があるし、本人自身の立ち直りのための力だってもちろんあるわけで、自然に立ち直るものを簡易送致で仕分けしているというふうに考えていただければいいのじゃないかなと思います。ただ、もちろん注意しなければいけないのは、初発非行で抑えるということの重要性というのがありますので、この簡易送致の運用が、今は問題ないにしても、ずうっと放っておいて問題ないかどうかというのは別問題で、常に監視というか、注視しておく必要があるということだけは指摘しておきたいと思います。

それから四つ目の項目として、今回この議論をなさっている直接の問題である「少年法の適用年齢の引下げについて」の感想のようなことを申し上げたいと思います。適用対象の年齢をどの線で線引きするか。これについては各法律や制度の目的だとか機能というのがそれぞれ違いますから、相対的なものであることは間違いないと思います。選挙権年齢は18歳に引き下げましたけれども、もちろん被選挙権年齢はそのままであって、連動して2歳下げるということはやっていないわけです。また、少年法については、こういうことがあると思います。少年というのは、成人の被告人に比べて予後が非常に長いものですから、更生してもらい、真っ当なメンバーとして社会に戻ってきてもらわないと、本人にも社会にとっても非常に困るということがあります。長期間困った事態になるわけです。そういうことがありますので、現行少年法は全件送致主義をとり、いろいろな負担はあるけれども、家裁調査官による科学的な調査をやって、保護・教育にウエートを置いて再非行を防止すると、こういう努力をしているのだらうと思います。そういう趣旨から考えれば、民法の一般原則が、これは多分18歳にする方向の議論が強いんだらうと思いますけれども、その一般原則に合わせたり、あるいは選挙年齢に合わせて直ちに18歳に引き下げなければならないかどうかは、慎重に検討する必要があるというのが私の感じであります。

この関係で、冒頭申し上げたこととの関連でいうと、年長少年にも現状は、丁寧な社会調査、保護的措置、これを含めた再非行防止の働きかけをやっているわけですがけれども、単純に少年法の適用年齢を18歳に引き下げて特段の措置をとらないということを仮にやったとすると、結局、この18歳、19歳の今丁寧な手当で再非行を防止している層をいわば野放し、放任するという結果になると思います。そのようにしておいて、そのうちの一部がまた再非行、あるいは重大な事件を起こしたときに、いや、それはもう一人前な

んだから重く処罰すればいいじゃないかというのは、社会の秩序維持のシステムとしては非常に問題のあるシステムだと考えます。というのは、再犯というのは、結局また新しい被害者が生じたりということが必ず伴うわけですから。そのところを踏まえて考えるべきです。ただそうはいっても、民法の成年年齢を18歳にするのであれば、少年法の適用年齢も18歳に合わせるというのは、一つの有力な考え方だと私も思います。しかし、そのようにするのであれば、18歳から20歳、むしろもっと広げて21歳、22歳ぐらいまでの若年層をターゲットにして、何か今はあまり考えていないような新しい中間的な対応をする施策を考えないと、それはバランスが悪いだろうというふうに思いますね。

その新しい施策の中身というのは、これは余り掘り下げて考えたことがないので明確なことは言えませんけれども、再度の執行猶予の要件の緩和などは私はあり得ると思います。現状は、再度の執行猶予は刑事裁判官はほとんど使わない発想だったんです。時折一審が思い切ってそれをやっても、高裁で破棄されるんです。そして実刑になるんです。だけど、私自身は、再度の執行猶予を本当にこんなに使わないのが良いのかどうか疑問も少しありました。最近では、犯罪情勢だとか社会の状況が変わったということが大きいと思いますけれども、高裁の最後の時期は、昔より再度の執行猶予を結構活用していました。ただし、そうはいっても、ただ緩めれば良いというものではないので、その見極めが非常に重要にはなるとは思います。なお、再度の執行猶予の要件に関しては、売春防止法の勧誘する罪などは再度の執行猶予の要件を現に緩和している条文がありますよね。あまり使われていないだろうと思いますけれども。

それから、保護観察の在り方も、抜本的に考える余地があると思います。地方の裁判所の所長をやっているときに、保護司の選考委員会の委員を仰せつかりました。それで、地方では、本当に保護司になってもらうのに大変な御苦勞をしているということがよく分かりました。外部からは、高齢の方が多過ぎるじゃないかとか、職業にバランスがとれていないとか、いろんなことを言われるわけです。しかし、もう今の時代、保護司になってもらうこと自体が難しく、あの御苦勞は大変なものです。ですから、何か側面からもうちょっと考えて、保護司を引受けてもらえやすい工夫を検討することを含めて、保護観察制度の見直しのようなことがあり得ると感じます。

あと、中間的な施策での対応ということでは、少年刑務所での処遇の改革が考えられるのではないのでしょうか。現状は、多分少年院での処遇と相当に異なると思います。川越などに少年刑務所がありますが、刑務所である以上は成人の処遇に引き付けた処遇が行われているような気もするので、そのところは見直しの余地がないわけではないのかなという感想を持ちます。今は項目だけ思いつきのように申し上げて申し訳ないんですけども、そういうことがあるだろうと思います。中間的な層を制度化して、新しい処遇を考えるとということになると、そういうところまで踏み込まないと、なかなか十分な制度にはならないというふうに思います。

最後にもう1点だけ、「年長少年あるいは若年成人に対して、施設内処遇、社会内処遇の現状に対して裁判官から見た認識と課題」についてです。これについては、少年院や刑務所、あるいは鑑別所の処遇等について、裁判官の頃はよく、例えば余罪審判で出かけて行ったり、同行視察で行ったり、新任の判事補研修で少年院等に見学をお願いして、私も付いて行ったり、いろいろなことをやりました。そういった機会には、本当に矯正あるいは

保護の関係者方の積極的な姿勢とか、熱意を持って対応されていることについては、敬意を感じておりました。それだけは申し上げておきたいと思います。それと、裁判所と処遇機関相互の連携が重要だということは、誰も異論がないと思いますけれども、地域の協議会等を定期的に開催するなどして、その地域あるいはその時点の問題点等について、かなり突っ込んだ意見交換を各地でやっているというふうに認識しておりますので、これについても適切に行われているというのが私の認識であります。

私のプレゼンテーションは以上です。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、質問等に移ります。

質問等のある方は挙手をお願いいたします。

○木村少年矯正課長 今日は、特に少年院送致歴のある若年被告人の御判断に苦慮されるというお話、少年院から送り出す側の者としましても、大変興味深く拝聴いたしました。

質問ですが、非行少年の要保護性を判断するに当たって、現在、家庭裁判所調査官の調査と少年鑑別所の鑑別を活用して判断されるということで、それが有効に機能しているというふうに先生も理解されているとお伺いしましたけれども、一方で、20歳以上については今のところそういう制度がなくて、今後、仮に20歳以上の若年成人層の者たちにもそういう調査ですとか、あるいは少年鑑別所の鑑別を活用するという制度をもし仮に考えるとすれば、そういう制度の必要性ですとか、あるいはその有用性について、先生のお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○角田氏 現状における調査官の社会調査の結果、あるいは鑑別所の鑑別結果ですね。これは、裁判官の立場からすれば、科学的な調査、非行のメカニズムの解明というのは苦手な分野ですから、ほぼ全面的に依拠していると言ってもいいと思います。ただ、若年の成人被告人に今それがないということについて何か問題があるかということになりますと、それをやるべきだとは言にくい面があると思います。どうしてかということ、成人として扱うということの意味は、やはり自立した一人の人間として、自分の責任で物事全般をやってもらおうという、そういうことがあるはずなので、そこに少年と同じような丁寧な、しかもかなりの手間暇、あるいは費用をかけた調査までしてというのは、それはなかなかそぐわないだろうというふうに思います。ただ、少年法の適用対象年齢を18歳まで引き下げ、新しい中間層を作ったときにそれがどうかということになると、それは両方の考え方があると思いますね。要するに、新しく作った中間層をどちらかということ、一応成人なのだから、成人の刑事手続に引き付けて、そちらに近いものとして制度設計をするのか、それとも思い切って少年の保護手続に引き付けて制度設計をするのか、その政策決定の問題だと思います。これについては、少年保護の手続に引き付けてやった方がいいというふうに、ほかの条件を何も考えなくてよいのであれば、誰でもそう言いたいところでしょうけれども、それはそんな単純なものではないと思います。ということで、その方向性を直ちに断定的に何か申し上げるのはちょっと難しいと感じます。ただ、問題の所在はそういうことだと思います。

○宮田参事官 今日はどうもありがとうございます。

二つお尋ねをさせていただきたいんですけども、一つは、保護処分の種類についてです。現状は、児童自立支援施設等送致は数が少ないですから、大抵保護処分で終局となる場合

は保護観察又は少年院送致の二つないしはこれを含むと三つの処分しかないわけですが、長い実務の御経験の中で、保護観察あるいは少年院送致以外の処分が何かあった方が、この少年にはもっと立ち直る機会になるのではないかと、あるいは更生を促進できる何か枠組みになるのではないかとお感じになったことがあれば、若しくは中間層という話も出ましたので、中間層をもし想定するならば、こんな処分の枠組みがあった方がよいのではないかとか、そういうお考えがあればお聞かせいただけないかというのが一つです。

○**角田氏** その点については何か新しいものを考えるというよりは、今ある少年院での処遇だとか、あるいは保護観察の在り方とか、それをより充実したものにするということの方が優先順位としては高いのではないかと思います。さっき言いましたように、特に保護観察については社会内処遇ですけれども、熱意を持ってやっておられるし、相当の成果を上げているのは間違いありませんが、それが一番理念的な形で運用されて、理想的な結論を得ているかという、やはり、そこまでは言えないと思います。ここはもう少しこうした方がいいのではないかとか、処遇の内容、むしろ体制の問題かもしれませんが、課題があると感じます。例えば、保護観察官も保護司の方の数も非常に限定されていますよね。そのために、この少年に向けた、現に仕事をしている働き盛りの保護司がいれば一番いいのに、そういう人がいないというようなことがあります。だけど、それはなかなか今の社会のありようから、人材を得るのは難しい面があります。ですから、何か新しい制度を考えるよりも、むしろ優先順位としては今ある制度の一層の充実ということが一つあると考えます。

それから、少し違う場面のことですけれども、少年について罰金を言い渡すという事件は交通違反がありますから、ものすごく多いのです。ところで、成人については労役場留置という換刑処分があります。かつて調べたことがあるのですが、所得税法違反の高額罰金なんかでも、ものすごく徴収率が高いのです。罰金1億円で一生かかっても払い切れないようなケースでも、毎月20万円ぐらいずつ払うというのがものすごく多いんです。事実上の分納ですね。それは何故かという、労役場留置が怖いからです。それぐらい効き目があるんですけれども、少年法は少年に対して労役場留置を禁止しています。これは少年の情操保護の観点から、正しい判断で、私もここを変えるべきじゃないと思いますけれども、しかし、そのためにどういうことが起こるかという、罰金刑を受けた少年は、親がお金があれば親に払ってもらうので、自分自身には何にも痛みがない。そして、親にも資力がなければ、本当に何も支払わない。結局、少年は罰金を払わなくていいというのが、非行少年の一部では通念のようにになっている面がなきにしもあらずなのです。これは、規範意識の確保の観点からも、刑罰の機能の確保の観点からも大きな問題です。ただ、だからといって、少年に対して換刑処分を作るわけにはいかないとなると、やはり何か簡易な社会奉仕命令のような制度を作って対応するのも一つの考え方だと思います。ですから、願望のようなことで頭に浮かぶことは浮かぶわけです。ただ、さきほども言いましたように、そういう新しい制度にはハードルもあるのですが、ただ、抜本的に検討して、中長期的な課題として議論するのであれば、十分検討の対象になり得ることだと思います。

○**宮田参事官** もう1点ですが、処分の事後変更について、現状はその保護処分を途中で、処分の状況に応じて変更することは認められていないわけなのですが、他方で、少年はやはり可塑性に富むので、本当にびっくりするぐらい急に良くなる者があれば、逆のケースもあって、そういった状況に応じて適宜柔軟に変更すべきでないかという意見もあるところ

です。外国の例のように、執行途中に決定機関、すなわち裁判所が関与する形で、事後的に処分の内容を変更するという制度については、先生、何かお考えはございますでしょうか。

○**角田氏** それについては、私は裁判官の出身者ですので、法的安定性というものが半分ぐらいは考え方の根っこにあるのです。つまり、この処分ということを言い渡されて、それを前提に処遇を受け始めて、その処遇の内容が途中で変わる、あるいは変わる可能性があるという意識でそれを受けるとするのはよくないという面がやはり気になります。必要な資料を集めた上で、最終的にこれだという処分を決めた以上は、基本はやはりその枠内で処遇すべきだと思います。それでも少年の場合には、不定期刑だとか仮釈放・退院、そういった制度をうまく使えば、ある程度の対応はできるはずですから。執行の途中で裁判所も関与して、何か処分の内容を変更するようなことは、私としては抵抗感があります。

○**川出教授** 今日はありがとうございました。

先ほど少し話題になった点ですが、単純に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるだけではなくて、例えば、18歳、19歳については中間的な層として、現在の保護処分に対応するような処分を課すことができるようにしたらどうかという意見もあります。仮にそのような仕組みを作ったとして、その上で、保護処分にするか、それとも刑罰を科すかを裁判所が決定するというようなシステムにする場合、現在家庭裁判所で行われているような調査がセットにならないと、裁判所としては判断が難しいという感覚をお持ちでしょうか。

○**角田氏** 刑罰にするか、保護処分にするかというのは、結局、非行の内容・性質と要保護性という二つの柱の相関関係で決断していると思います。仮に新しいシステムで、これをやろうとすると、中間層を少年法の適用対象から外しているために、社会調査が欠けているので、要保護性の判断の基礎になる資料がやや不足しているということになります。そのところは何かやはり工夫をして、補充的に資料収集をするようなものがあつた方がいいかもしれないです。ただ、全体の仕組みをどうするかということが、全くイメージがない中で、今の御質問に正面からお答えするのは難しいと思います。

○**白井参事官** 時間の関係もございますので、特にこの点を質問したいという点がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、角田先生、どうもありがとうございました。

それでは、本日も予定しておりましたヒアリングと意見交換は、以上で終了となりました。

次回ですが、12月16日の午後に行う予定です。時間及び御意見を伺う方につきましては現在調整中ですので、追って御相談させていただきます。

それから、前回の会議でお知らせした意見募集についてですが、準備が整いましたので、法務省ホームページにおいて、今月16日からメール等により意見募集を開始しているところです。意見募集の期間は、今年の12月31日までとする予定となっております。ここで寄せられた御意見につきましては、取りまとめた上で勉強会で報告させていただきます。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。